

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成22年4月20日提出

【計算期間】 第23特定期間
(自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日)

【ファンド名】 フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド
Aコース(為替ヘッジ付き)
フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド
Bコース(為替ヘッジなし)

【発行者名】 フィデリティ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表執行役 トーマス・バルク

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
城山トラストタワー

【事務連絡者氏名】 赤川 和人

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
城山トラストタワー

【電話番号】 03-4560-6000

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、主としてフィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、先進国債券（除く米国）およびエマージング諸国の債券等を中心に分散投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、AコースおよびBコースの合計で5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Aコース」、「Bコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Aコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド*	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Bコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド*	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産(投資信託証券(債券(一般)))...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものを含みます。)を通じて主として債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

日本、北米、欧州、エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本、北米地域、欧州地域およびエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

あり(フルヘッジ)...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

なし...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス: <http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下のとおりです。

性格の異なる世界の代表的な4債券セクターへ投資することにより、リスク分散を図りながら、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
毎月決算を行ないます。

米国国債/政府機関債、米国高利回り社債(ハイ・イールド・ボンド)、先進国債券(除く米国)およびエマージング債券を主要な投資対象として分散投資を行ない、利息等収入の確保と値上り益の追求を目指します。

各投資対象についての長期的な分析から資産配分を算出し、長期的にこの配分を維持するアプローチを基本とした運用を行ないます。

異なる性格を持つ債券セクターを組み合わせることにより、ポートフォリオ全体のリスクの低減効果が期待できます。

債券等の発行体の信用力分析にあたっては、フィデリティ*のアナリストによる独自の企業調査情報等を活用し、計量分析も用いて銘柄の選別を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

債券等の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

ただし、市況動向、資金動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

* FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

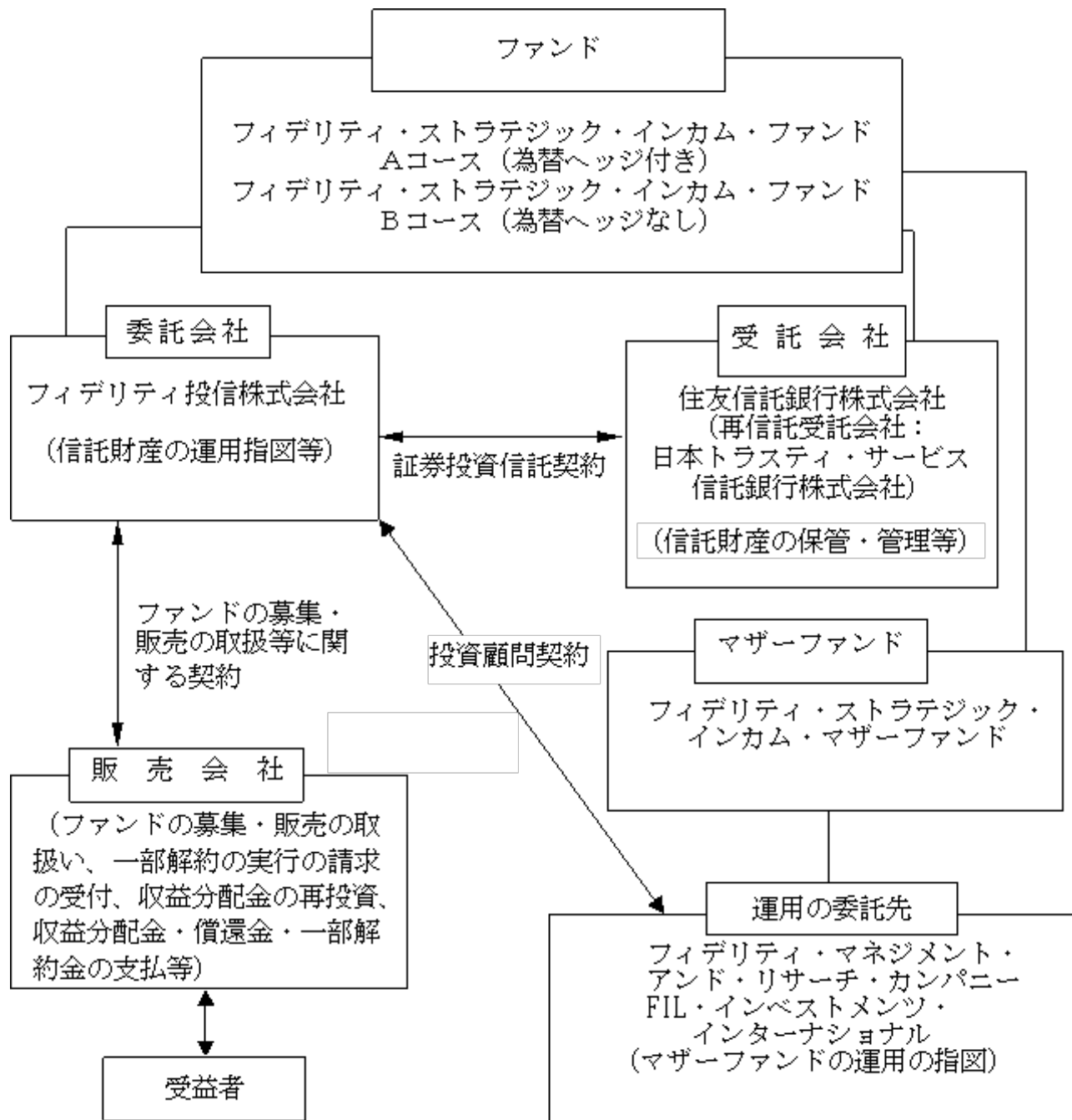
(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド(「Aコース」および「Bコース」)とし、その資金を主としてマザーファンド(「フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド」)に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

取得申込者は為替ヘッジを行なうAコースと為替ヘッジを行なわないBコースを選択できます。また、Aコース・Bコース間でスイッチングが可能です。(ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行なわない場合があります。また、Aコース・Bコースどちらか一方のみの取扱いを行なう場合があります。)

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組み入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先

名称	業務の内容
FIL・インベストメンツ・インターナショナル （所在地：英国ケント）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの先進国債券（除く米国）に関する運用の指図を行ないます。
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー （所在地：米国マサチューセッツ州）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドのアセット・アラケーション、米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、エマージング諸国等に関する運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円(2010年2月末日現在)

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2010年2月末日現在)

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。

FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー(FMR Co.)*は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

*FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- (a) ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。なお、債券等に直接投資を行なうこともできます。
- (b) Aコースは、実質外貨建資産*については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。Bコースは、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- (c) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- (d) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

ファンドのベンチマーク*1

Aコース：為替ヘッジ付きのインデックスが存在しないため、ベンチマークを設定しません。

Bコース：複合ベンチマーク(円ベース)*2

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

*2 複合ベンチマーク(円ベース)は、複数の債券指数によって構成され当社で算出しているもので、バークレイズ・キャピタル米国政府債インデックス(30%)、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス(40%)、シティグループG7インデックス(除く米国、ヘッジなし)*3(15%)、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(15%)から構成されています。

*3 同指数は、構成国の比重が等配分された、シティグループ・グローバル・マーケットによるカスタマイズ・インデックスです。(以下同じ。)

運用方針

(a) ファンドの運用について

世界の幅広い債券セクターに投資し、リスク分散を図りながら、好収益をめざします。分散投資により、リスク低減効果が期待できます。

投資対象の債券セクターは、下図の4つです。

<ファンドの投資対象債券セクター>

安定性・流動性重視 / グローバル分散

債券セクター	概要	ベンチマーク	基本配分
米国国債 / 政府機関債	米国政府や米国の政府系機関が発行する債券	バークレイズ・キャピタル米国政府債インデックス	30%
先進国債券(除く米国)	米国以外の先進国の政府や政府系機関、企業等が発行する債券	シティグループG7インデックス(除く米国、ヘッジなし)	15%

好利回りの追求

債券セクター	概要	ベンチマーク	基本配分
米国高利回り社債 (ハイ・イールド・ボンド)	格付機関によって、B a以下(ムーディーズ社)またはB B以下(スタンダード&プアーズ社)に格付けされた社債および格付けを持たずにそれらと同等の信用力(債券の元本、利息がどの程度確実に支払われるか)と考えられる社債。一般的に信用力が低いため、利率が高く設定されています。	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス	40%

債券セクター	概要	ベンチマーク	基本配分
エマージング債券	南米・東欧・東南アジアなどを中心とするエマージング諸国の政府や政府系機関、企業等が発行する債券。エマージング諸国とは、成長の初期段階にある新興経済国で、先進国と比べ比較的早い経済成長が見られ、政治、経済、金融改革が進展している地域を指します。	J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル	15%

それぞれの債券セクターは、リスク/リターンの低いものから高いものまで、異なる性格を持っています。このような異なる性格を持つ債券セクターを組み合わせることにより、ポートフォリオ全体のリスクが低減します。

(b) 長期的な資産配分比率に基づく運用手法について

ストラテジック・アセット・アロケーションに基づき運用を行ないます。

ストラテジック・アセット・アロケーションとは・・・

各投資対象について長期的な分析を行ない、それに基づき導き出された資産配分比率を、長期的に維持していく運用手法のことです。(これに対し、短中期のマーケットの見通しなどを用い、機動的に資産配分を変更する方法をタクティカル・アセット・アロケーションといいます。)

ファンドは、ストラテジック・アセット・アロケーションの手法を用い、基本的な各債券セクターの資産配分比率を

米国国債/政府機関債 30%

米国高利回り社債(ハイ・イールド・ボンド) 40%

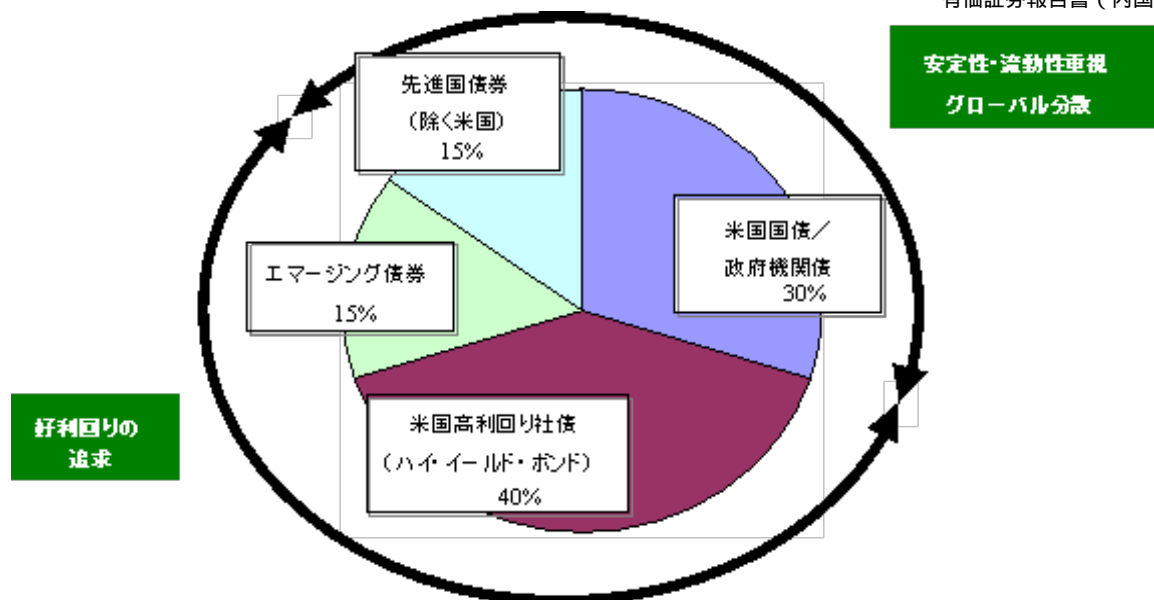
先進国債券(除く米国) 15%

エマージング債券 15%

とします。

ファンド名にあるストラテジックは、このアロケーション手法よりつけられています。

<ファンドの基本資産配分>



※ 投資環境、資産動向等によっては、上記配分と異なる可能性もあります。実際の運用上でこれらの数値を保証するものではありません。また、ファンドの運用においては、各セクターへの投資比率に制限を設けるものではありません。

各セクターごとの運用方針と役割は以下のとおりです。

米国国債/政府機関債

ファンダメンタルズ、計量分析の両方を活用し、銘柄選別を行ないます。
高格付けによる安全性と流動性を提供します。

米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）

徹底した企業分析に基づくボトム・アップ・アプローチを採用し、個別銘柄の選別を重視します。
高水準の利息収入の確保と値上がり益の獲得を追求します。

先進国債券（除く米国）

原則としてベンチマークの通貨配分比率に基づき、ファンダメンタルズ、計量分析の両面から銘柄選別を行ないます。
グローバル分散投資の機会を提供します。

エマージング債券

トップ・ダウン、ボトム・アップ両方の観点から銘柄を選別します。
分散投資効果と高水準の利回り獲得機会を追求します。

上記の文中で示された考え方は、2010年4月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（2）【投資対象】

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下

- 「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします（以下同じ。）。
3. 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引^{*1}および為替先渡取引^{*2}を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
9. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

* 1 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。（以下、同じ。）

* 2 「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この段落において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数

値をいいます。以下この段落において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。(以下、同じ。)

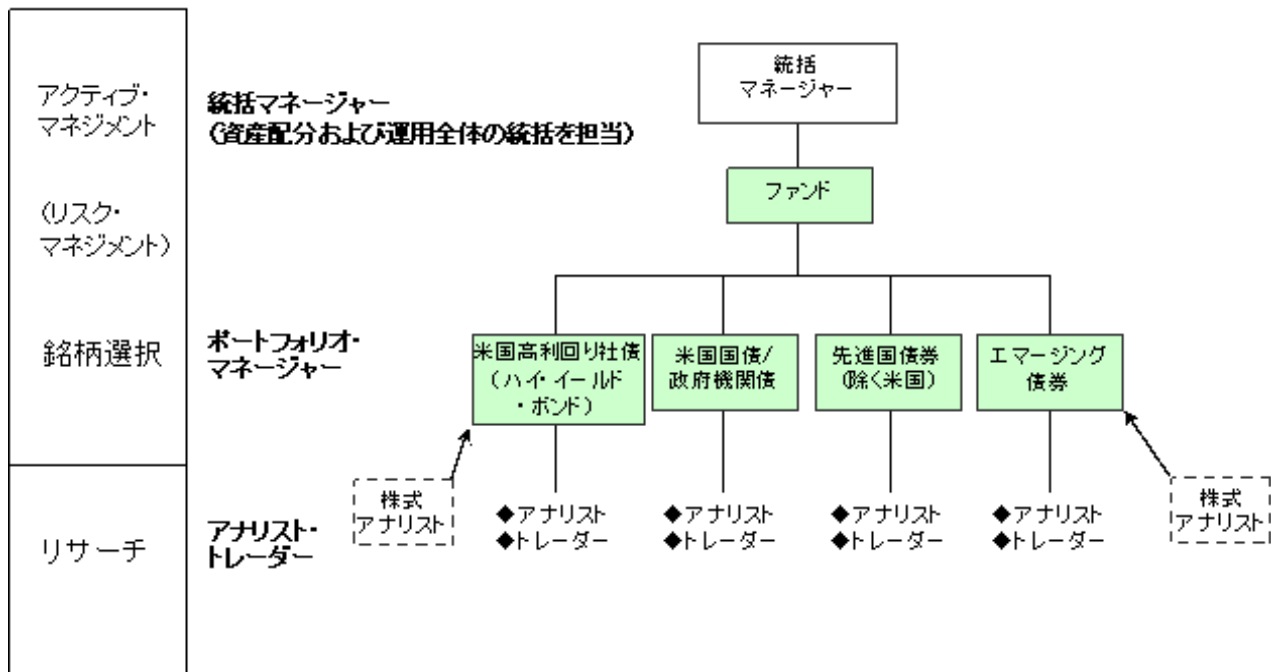
(3) 【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

運用体制

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの運用体制は以下のとおりです。運用にあたっては、各債券セクターに専門の担当を設置し、フィデリティの調査・運用体制を十分に活用します。

統括マネージャーを含め、各債券セクター専門の調査・運用チーム



フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co. が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2009年12月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・ パシフィック	総計
ポートフォリオ・ マネージャー	株式	104	59	16	26	205
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	23	7	0	2	32
アナリスト	株式	215	96	36	48	395
	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	63	20	0	7	90
トレーダー	株式	42	13	0	15	70
	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	31	8	0	4	43
合計		521	203	52	102	878
運用に関するコンプライアンス部門		47	8	5	10	70

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源等）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにしています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎月1回決算を行ない、毎決算時（原則毎月20日、同日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (b) 債券等への実質投資割合^{*}には制限を設けません。
- (c) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (d) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (e) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。)
- (f) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (h) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (i) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (j) 信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (k) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (l) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を

加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (n) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (p) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (r) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (s) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

* 上記(b)から(i)における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する(b)から(i)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投資信託法」といいます。）および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの投資方針等は以下のとおりです。

(1) 投資態度

米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、先進国の債券およびエマージング諸国の債券等を主要な投資対象とします。

米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、先進国の債券およびエマージング諸国の債券等を中心に分散投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、値上り益の追求をめざします。

各投資対象についての長期的な分析に基づき資産配分を算出し、長期的にこの配分を維持するアプローチを基本とした運用を行ないます。

個別銘柄分析、信用分析等に注力した運用を行ないます。

債券等の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

同一発行体の発行する債券およびその他の有価証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、米国政府、米国政府が出資する機関および米国政府機関が発行する証券は除きます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと

ができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行なうことができます。

(2) 投資対象とする有価証券

委託会社は（委託会社から運用の委託を受けた者を含みます。）、マザーファンドの信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

前記(2)にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

外国の者に対する権利で の権利の性質を有するもの

(4) その他の投資対象

信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(5) マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

債券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに前記「(3)投資対象とする金融商品」からまでに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財

産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(3)投資対象とする金融商品」からまでに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(3)投資対象とする金融商品」からまでに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3【投資リスク】

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

(1) 投資リスク

ファンドが主として投資するマザーファンドは、主に米国国債 / 政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、先進国債券（除く米国）およびエマージング諸国の債券等の外貨建債券を投資対象としていますが、株式を含むその他の有価証券に投資することもあります。ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組み入れた債券、株式その他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた債券、株式その他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。さらに、米国高利回り社債およびエマージング諸国の債券については上位に格付けされた債券に比べて、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高い傾向にあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースにおいては、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行なうにあたりヘッジコストがかかります。（ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差で、この金利差分収益が低下または減少します。）

カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

信用リスク

債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

なお、価格変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

また、ファンドおよびマザーファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

ハイ・イールド・ボンドへの投資に伴うリスク

ハイ・イールド・ボンドは、上位に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安などにより、債務者が債権者に対して契約に定められた元利金支払を履行できない状態になる（以下「デフォルト」といいます。）リスクが高い傾向にあります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイ・イールド・ボンドの価格は大きく下落します。

また、ハイ・イールド・ボンドは、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付けの引き上げ、引き下げなどによって上下に大きく変動します。

有価証券先物取引等のリスク

ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

ベンチマークとの乖離に関するリスク

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委

託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は2.10%（税抜き 2.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース・Bコース間の乗り換え（「スイッチング」）の場合には、申込手数料は、無手数料とします。

ただし、スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。詳しくは「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

上記にかかわらず、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。その場合、前記に定める申込手数料がかかります。また、販売会社によっては、Aコース・Bコースどちらか一方のみの取扱いを行なう場合があります。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

その場合、当該取得申込みの総口数が当該償還金取得口数を超えるときは、申込手数料の額は、かかる超過口数について当該取得申込みの総口数に適用される上記の申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払を受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換

え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換の取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5015%（税抜き1.43%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.74025% （税抜き 0.705%）	0.70875% （税抜き 0.675%）	0.0525% （税抜き 0.05%）	1.5015% （税抜き 1.43%）

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1．投資信託振替制度に係る手数料および費用

2．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、実際に支払う諸費用の金額状況を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年1月および7月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱

いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、2012年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象(譲渡所得)となり、2011年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、2012年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%(所得税7%)、2012年1月1日からは15%(所得税15%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

Aコース（為替ヘッジ付き）

（2010年2月26日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	450,952,402	99.13
小計		450,952,402	99.13
その他の資産			
預金・その他	日本	8,367,949	1.84
小計		8,367,949	1.84
負債	-	4,422,963	0.97
合計（純資産総額）		454,897,388	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2010年2月26日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（売建）	日本	417,774,320	91.84

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Bコース（為替ヘッジなし）

（2010年2月26日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	1,766,914,392	100.00
小計		1,766,914,392	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	4,966,094	0.28
小計		4,966,094	0.28
負債	-	5,044,219	0.29
合計（純資産総額）		1,766,836,267	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2010年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	アメリカ	13,459,980	0.61
小計		13,459,980	0.61
国債証券	日本	56,561,825	2.55
	アメリカ	518,090,531	23.36
	アルゼンチン	89,217,175	4.02
	ドイツ	65,137,042	2.94
	カナダ	50,847,647	2.29
	ヴェネズエラ	47,746,453	2.15
	オーストリア	40,111,298	1.81
	ロシア	37,059,510	1.67
	イギリス	35,458,832	1.60
	フィリピン	26,255,128	1.18
	オランダ	21,881,617	0.99
	メキシコ	16,173,058	0.73
	トルコ	13,861,963	0.63
	ブラジル	13,602,303	0.61
	インドネシア	12,967,350	0.58
	フランス	12,062,698	0.54
	ベトナム	9,199,625	0.41
	アイルランド	6,160,801	0.28
	ギリシャ	5,733,051	0.26
	ルクセンブルグ	3,447,527	0.16
コロンビア	640,542	0.03	
小計		1,082,215,976	48.80
地方債証券	カナダ	4,471,837	0.20
小計		4,471,837	0.20
特殊債券	アメリカ	98,383,842	4.44
	ドイツ	15,706,717	0.71
小計		114,090,559	5.14

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	アメリカ	758,711,633	34.21
	バミューダ	39,653,261	1.79
	カナダ	32,493,273	1.47
	ルクセンブルグ	24,001,000	1.08
	オランダ	14,264,085	0.64
	カザフスタン	12,212,784	0.55
	ヴェネズエラ	10,442,965	0.47
	ドイツ	7,905,612	0.36
	マーシャル諸島	5,772,707	0.26
	ケイマン諸島	3,187,062	0.14
小計		908,644,382	40.97
その他の資産			
預金・その他	-	107,531,032	4.85
小計		107,531,032	4.85
負債	-	12,611,595	0.57
合計(純資産総額)		2,217,802,171	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2010年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(売建)	日本	2,871,140	0.13

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価していません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

Aコース(為替ヘッジ付き)

(2010年2月26日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・スト ラテジック・インカ ム・マザーファンド	日本	300,915,790	1.5327	461,223,245	1.4986	450,952,402	99.13

Bコース(為替ヘッジなし)

(2010年2月26日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・スト ラテジック・インカ ム・マザーファンド	日本	1,179,043,369	1.5330	1,807,586,950	1.4986	1,766,914,392	100.00

種類別投資比率

Aコース(為替ヘッジ付き)

(2010年2月26日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.13

Bコース(為替ヘッジなし)

(2010年2月26日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
 フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2010年2月26日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	ARGENTINA REP 7% 3/28/11	アメリカ・ドル アルゼンチン	国債証券	845,000.00	8,525.63 72,041,575	8,470.45 71,575,318	7.00 2011/03/28	3.23
2	GERMANY REP 3.75%	ユーロ ドイツ	国債証券	500,000.00	12,931.04 64,655,232	13,027.41 65,137,041	3.75 2015/01/04	2.94
3	USTN 4%	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	588,000.00	9,597.62 56,434,050	9,666.76 56,840,531	4.00 2015/02/15	2.56
4	USTN 1.375% 3/15/12	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	626,000.00	9,014.90 56,433,284	9,038.69 56,582,200	1.375 2012/03/15	2.55
5	USTN .875% 1/31/12	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	600,000.00	8,935.30 53,611,854	8,958.29 53,749,755	0.875 2012/01/31	2.42
6	USTB 9.875% 11/15/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	373,000.00	12,335.70 46,012,183	12,419.59 46,325,075	9.875 2015/11/15	2.09
7	FHLMC 3.25% 7/16/10	アメリカ・ドル アメリカ	特殊債券	500,000.00	9,056.66 45,283,327	9,048.89 45,244,425	3.25 2010/07/16	2.04
8	AUSTRIA GOVT 4.65% 1/15/18	ユーロ オーストリア	国債証券	300,000.00	13,235.04 39,705,123	13,370.43 40,111,298	4.65 2018/01/15	1.81
9	CANADA GOVT 3.75% 6/01/12	カナダ・ドル カナダ	国債証券	445,000.00	8,841.43 39,344,367	8,859.38 39,424,262	3.75 2012/06/01	1.78
10	USTN 1.875% 6/15/12	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	423,000.00	9,095.29 38,473,115	9,123.20 38,591,142	1.875 2012/06/15	1.74
11	USTB 4.375% 2/15/38	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	439,000.00	8,509.80 37,358,026	8,687.23 38,136,940	4.375 2038/02/15	1.72
12	USTB 8.125% 8/15/19	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	305,000.00	12,084.22 36,856,897	12,201.56 37,214,760	8.125 2019/08/15	1.68
13	RUSSIAN FD CPN REGS	アメリカ・ドル ロシア	国債証券	305,500.00	10,083.23 30,804,275	10,116.77 30,906,726	7.50 2030/03/31	1.39
14	USTN 3.125% 1/31/17	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	322,000.00	8,884.95 28,609,570	8,982.08 28,922,300	3.125 2017/01/31	1.30

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
15	FHLB 3.625% 10/18/13	アメリカ・ドル アメリカ	特殊債券	270,000.00	9,407.49 25,400,248	9,468.49 25,564,924	3.625 2013/10/18	1.15
16	VENEZUELA 3ML+100	アメリカ・ドル ヴェネズエラ	国債証券	305,000.00	8,093.41 24,684,915	8,160.49 24,889,486	1.24888 2011/04/20	1.12
17	INTELSAT LTD 11.25% 6/16	アメリカ・ドル バミューダ	社債券	245,000.00	9,569.00 23,444,074	9,479.58 23,224,971	11.25 2016/06/15	1.05
18	NETHERLAND GOV 5.5%	ユーロ オランダ	国債証券	150,000.00	14,375.86 21,563,804	14,587.74 21,881,617	5.50 2028/01/15	0.99
19	UK GILT 4.5% 3/07/19	イギリス・ポンド イギリス	国債証券	150,000.00	13,981.68 20,972,528	14,232.43 21,348,638	4.50 2019/03/07	0.96
20	USTN 5.75% 8/15/10	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	220,000.00	9,181.59 20,199,518	9,176.32 20,187,910	5.75 2010/08/15	0.91
21	第275回2年 国債	日本・円 日本	国債証券	20,000,000.00	100.38 20,077,600	100.38 20,076,200	0.60 2010/12/15	0.91
22	USTN 3.125% 10/31/16	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	210,000.00	8,921.26 18,734,663	9,017.05 18,935,800	3.125 2016/10/31	0.85
23	USTN 4.625% 12/31/11	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	196,000.00	9,560.24 18,738,081	9,581.53 18,779,799	4.625 2011/12/31	0.85
24	USTN 3.125% 5/15/19	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	216,000.00	8,535.64 18,436,996	8,629.99 18,640,789	3.125 2019/05/15	0.84
25	PHILIPPINE GOV 8.375% EC	アメリカ・ドル フィリピン	国債証券	185,000.00	9,468.84 17,517,369	9,501.94 17,578,584	8.375 2011/02/15	0.79
26	第280回10 年国債	日本・円 日本	国債証券	15,500,000.00	107.03 16,589,650	107.34 16,637,080	1.90 2016/06/20	0.75
27	MEXICO GVT GLB 6.75 9/27/34 EC	アメリカ・ドル メキシコ	国債証券	170,000.00	9,357.06 15,907,003	9,513.56 16,173,057	6.75 2034/09/27	0.73
28	KFW INTL FIN 6%	イギリス・ポンド ドイツ	特殊債券	100,000.00	15,408.09 15,408,093	15,706.72 15,706,716	6.00 2028/12/07	0.71
29	CHARTER COMM 8.75%	アメリカ・ドル アメリカ	社債券	170,000.00	9,065.51 15,411,382	9,132.59 15,525,405	8.75 2013/11/15	0.70
30	TL ACQSTNS 10.5 1/15/15 REGS	アメリカ・ドル アメリカ	社債券	185,000.00	8,093.41 14,972,817	8,148.86 15,075,393	10.50 2015/01/15	0.68

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率
 フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2010年2月26日現在)

種類	国内/外国	業種/種別	投資比率 (%)
株式	外国	運輸	0.18
		メディア	0.12
		各種金融	0.08
		公益事業	0.11
		素材	0.11
		資本財	0.01
	小計		0.61
公社債券	国内	国債証券	2.55
		小計	2.55
	外国	国債証券	46.25
		地方債証券	0.20
		特殊債券	5.14
		社債券	40.97
	小計	92.56	
合計(対純資産総額比)			95.72

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

Aコース(為替ヘッジあり)

(2010年2月26日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	イギリス・ポンド	売建	74,000	10,502,820	10,092,860	2.22
	カナダ・ドル	売建	128,000	11,308,800	10,787,840	2.37
	ユーロ	売建	252,000	31,522,680	30,539,880	6.71
	アメリカ・ドル	売建	4,097,000	375,981,690	366,353,740	80.54

Bコース(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2010年2月26日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	32,108	2,869,551	2,871,140	0.13

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2010年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Aコース(為替ヘッジ付き)

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2000年7月21日 (第4特定期間)	2,051	2,053	0.9591	0.9601
2001年1月22日 (第5特定期間)	1,683	1,685	0.9679	0.9689
2001年7月23日 (第6特定期間)	1,538	1,540	0.9439	0.9449
2002年1月21日 (第7特定期間)	1,481	1,483	0.9519	0.9529
2002年7月22日 (第8特定期間)	1,159	1,160	0.9314	0.9324
2003年1月20日 (第9特定期間)	1,011	1,013	0.9791	0.9811
2003年7月22日 (第10特定期間)	776	778	1.0185	1.0215
2004年1月20日 (第11特定期間)	689	691	1.0392	1.0422
2004年7月20日 (第12特定期間)	793	796	1.0113	1.0143
2005年1月20日 (第13特定期間)	832	835	1.0317	1.0347
2005年7月20日 (第14特定期間)	827	828	1.0263	1.0278
2006年1月20日 (第15特定期間)	714	714	1.0175	1.0185
2006年7月20日 (第16特定期間)	582	583	0.9861	0.9871
2007年1月22日 (第17特定期間)	540	541	1.0036	1.0046
2007年7月20日 (第18特定期間)	468	469	0.9798	0.9808
2008年1月21日 (第19特定期間)	445	447	0.9629	0.9664
2008年7月22日 (第20特定期間)	393	395	0.9168	0.9223
2009年1月20日 (第21特定期間)	344	347	0.8251	0.8311

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2009年7月21日 (第22特定期間)	375	378	0.8568	0.8628
2010年1月20日 (第23特定期間)	438	441	0.9033	0.9103
2009年2月末日	348	-	0.8064	-
2009年3月末日	350	-	0.8131	-
2009年4月末日	355	-	0.8297	-
2009年5月末日	367	-	0.8427	-
2009年6月末日	374	-	0.8548	-
2009年7月末日	369	-	0.8735	-
2009年8月末日	371	-	0.8809	-
2009年9月末日	380	-	0.9028	-
2009年10月末日	381	-	0.8984	-
2009年11月末日	411	-	0.9009	-
2009年12月末日	422	-	0.9002	-
2010年1月末日	441	-	0.8981	-
2010年2月末日	454	-	0.8920	-

Bコース(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2000年7月21日 (第4特定期間)	2,989	3,000	0.8073	0.8103
2001年1月22日 (第5特定期間)	3,240	3,251	0.8920	0.8950
2001年7月23日 (第6特定期間)	3,575	3,587	0.9234	0.9264
2002年1月21日 (第7特定期間)	3,124	3,134	0.9974	1.0004
2002年7月22日 (第8特定期間)	3,541	3,557	0.8653	0.8693
2003年1月20日 (第9特定期間)	4,105	4,122	0.9219	0.9259
2003年7月22日 (第10特定期間)	3,860	3,876	0.9691	0.9731
2004年1月20日 (第11特定期間)	3,390	3,405	0.9063	0.9103
2004年7月20日 (第12特定期間)	3,604	3,618	0.8923	0.8958
2005年1月20日 (第13特定期間)	3,546	3,560	0.8737	0.8772
2005年7月20日 (第14特定期間)	3,814	3,829	0.9466	0.9501
2006年1月20日 (第15特定期間)	3,677	3,691	0.9648	0.9683
2006年7月20日 (第16特定期間)	3,161	3,172	0.9540	0.9575
2007年1月22日 (第17特定期間)	3,114	3,129	1.0118	1.0168
2007年7月20日 (第18特定期間)	2,962	2,977	1.0031	1.0081
2008年1月21日 (第19特定期間)	2,533	2,546	0.8759	0.8804
2008年7月22日 (第20特定期間)	2,382	2,393	0.8509	0.8549
2009年1月20日 (第21特定期間)	1,732	1,742	0.6489	0.6529
2009年7月21日 (第22特定期間)	1,849	1,858	0.7164	0.7199
2010年1月20日 (第23特定期間)	1,832	1,842	0.7474	0.7514

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2009年2月末日	1,800	-	0.6828	-
2009年3月末日	1,824	-	0.6944	-
2009年4月末日	1,847	-	0.7085	-
2009年5月末日	1,857	-	0.7168	-
2009年6月末日	1,877	-	0.7263	-
2009年7月末日	1,907	-	0.7413	-
2009年8月末日	1,866	-	0.7294	-
2009年9月末日	1,859	-	0.7312	-
2009年10月末日	1,863	-	0.7410	-
2009年11月末日	1,757	-	0.7096	-
2009年12月末日	1,840	-	0.7496	-
2010年1月末日	1,792	-	0.7301	-
2010年2月末日	1,766	-	0.7220	-

【分配の推移】

Aコース（為替ヘッジ付き）

期	1口当たりの分配金(円)
第4特定期間（第14期～第19期計算期間合計）	0.0060
第5特定期間（第20期～第25期計算期間合計）	0.0060
第6特定期間（第26期～第31期計算期間合計）	0.0060
第7特定期間（第32期～第37期計算期間合計）	0.0060
第8特定期間（第38期～第43期計算期間合計）	0.0060
第9特定期間（第44期～第49期計算期間合計）	0.0100
第10特定期間（第50期～第55期計算期間合計）	0.0145
第11特定期間（第56期～第61期計算期間合計）	0.0180
第12特定期間（第62期～第67期計算期間合計）	0.0180
第13特定期間（第68期～第73期計算期間合計）	0.0180
第14特定期間（第74期～第79期計算期間合計）	0.0135
第15特定期間（第80期～第85期計算期間合計）	0.0065
第16特定期間（第86期～第91期計算期間合計）	0.0060
第17特定期間（第92期～第97期計算期間合計）	0.0060
第18特定期間（第98期～第103期計算期間合計）	0.0060
第19特定期間（第104期～第109期計算期間合計）	0.0135
第20特定期間（第110期～第115期計算期間合計）	0.0295
第21特定期間（第116期～第121期計算期間合計）	0.0340
第22特定期間（第122期～第127期計算期間合計）	0.0360
第23特定期間（第128期～第133期計算期間合計）	0.0400

Bコース(為替ヘッジなし)

期	1口当たりの分配金(円)
第4特定期間(第14期～第19期計算期間合計)	0.0180
第5特定期間(第20期～第25期計算期間合計)	0.0180
第6特定期間(第26期～第31期計算期間合計)	0.0180
第7特定期間(第32期～第37期計算期間合計)	0.0180
第8特定期間(第38期～第43期計算期間合計)	0.0240
第9特定期間(第44期～第49期計算期間合計)	0.0240
第10特定期間(第50期～第55期計算期間合計)	0.0240
第11特定期間(第56期～第61期計算期間合計)	0.0240
第12特定期間(第62期～第67期計算期間合計)	0.0210
第13特定期間(第68期～第73期計算期間合計)	0.0210
第14特定期間(第74期～第79期計算期間合計)	0.0210
第15特定期間(第80期～第85期計算期間合計)	0.0210
第16特定期間(第86期～第91期計算期間合計)	0.0210
第17特定期間(第92期～第97期計算期間合計)	0.0270
第18特定期間(第98期～第103期計算期間合計)	0.0300
第19特定期間(第104期～第109期計算期間合計)	0.0285
第20特定期間(第110期～第115期計算期間合計)	0.0245
第21特定期間(第116期～第121期計算期間合計)	0.0240
第22特定期間(第122期～第127期計算期間合計)	0.0230
第23特定期間(第128期～第133期計算期間合計)	0.0230

【収益率の推移】

Aコース(為替ヘッジ付き)

期	収益率(%)
第4特定期間(第14期～第19期計算期間合計)	1.0
第5特定期間(第20期～第25期計算期間合計)	1.5
第6特定期間(第26期～第31期計算期間合計)	1.9
第7特定期間(第32期～第37期計算期間合計)	1.5
第8特定期間(第38期～第43期計算期間合計)	1.5
第9特定期間(第44期～第49期計算期間合計)	6.2
第10特定期間(第50期～第55期計算期間合計)	5.5
第11特定期間(第56期～第61期計算期間合計)	3.8
第12特定期間(第62期～第67期計算期間合計)	1.0
第13特定期間(第68期～第73期計算期間合計)	3.8
第14特定期間(第74期～第79期計算期間合計)	0.8
第15特定期間(第80期～第85期計算期間合計)	0.2
第16特定期間(第86期～第91期計算期間合計)	2.5
第17特定期間(第92期～第97期計算期間合計)	2.4
第18特定期間(第98期～第103期計算期間合計)	1.8
第19特定期間(第104期～第109期計算期間合計)	0.3
第20特定期間(第110期～第115期計算期間合計)	1.7
第21特定期間(第116期～第121期計算期間合計)	6.3
第22特定期間(第122期～第127期計算期間合計)	8.2
第23特定期間(第128期～第133期計算期間合計)	10.1

Bコース（為替ヘッジなし）

期	収益率(%)
第4特定期間（第14期～第19期計算期間合計）	5.4
第5特定期間（第20期～第25期計算期間合計）	12.7
第6特定期間（第26期～第31期計算期間合計）	5.5
第7特定期間（第32期～第37期計算期間合計）	10.0
第8特定期間（第38期～第43期計算期間合計）	10.8
第9特定期間（第44期～第49期計算期間合計）	9.3
第10特定期間（第50期～第55期計算期間合計）	7.7
第11特定期間（第56期～第61期計算期間合計）	4.0
第12特定期間（第62期～第67期計算期間合計）	0.8
第13特定期間（第68期～第73期計算期間合計）	0.3
第14特定期間（第74期～第79期計算期間合計）	10.7
第15特定期間（第80期～第85期計算期間合計）	4.1
第16特定期間（第86期～第91期計算期間合計）	1.1
第17特定期間（第92期～第97期計算期間合計）	8.9
第18特定期間（第98期～第103期計算期間合計）	2.1
第19特定期間（第104期～第109期計算期間合計）	9.8
第20特定期間（第110期～第115期計算期間合計）	0.1
第21特定期間（第116期～第121期計算期間合計）	20.9
第22特定期間（第122期～第127期計算期間合計）	13.9
第23特定期間（第128期～第133期計算期間合計）	7.5

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

1998年9月1日 ファンドの受益証券の募集開始

1998年9月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は2.10%（税抜き 2.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

Aコース・Bコース間の乗り換え（「スイッチング」）を行なうことができます。スイッチングに際しては、申込手数料はかかりません。スイッチングによって取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行なわない場合があります。その場合、前記に定める申込手数料がかかります。また、Aコース・Bコースどちらか一方のみの取扱いを行なう場合があります。なお、スイッチングの取扱い内容は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはスイッチングによる取得申込みを受付けません。

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申

込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日には解約の受付は行ないません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

解約単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約には制限をさせていただく場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請

求を受益者がするとき、振替受益権をもって行なうものとし、受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値により計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ストラA」および「ストラB」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎月21日から翌月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数がAコースおよびBコースの合計で30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書

面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

- 2．委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4．受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。
- 2．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3．上記2．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 4．委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には上記2．および3．の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 組入有価証券等の管理

信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社が行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

1. 保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

2. 有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

3. 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この段落において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

4. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前記にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(j) 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(l) 一部解約の請求、有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「(b) 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(q) 信託約款に関する疑義の扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

(r) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(s) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(t) 委託会社および受託会社

ファンドは、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社とします。また、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が委託会社の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を述べることのできる一定の期間が1 ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(7) 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を公正な価額で信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22特定期間（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）、および第23特定期間（平成21年7月22日から平成22年1月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジ付き）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22特定期間 平成21年7月21日現在	第23特定期間 平成22年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	370,390,049	434,728,865
派生商品評価勘定	8,286,935	7,569,734
未収入金	427,659	36,441
流動資産合計	379,104,643	442,335,040
資産合計		
	379,104,643	442,335,040
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	455,891	71,890
未払収益分配金	2,628,746	3,395,521
未払受託者報酬	15,632	18,352
未払委託者報酬	431,675	506,786
その他未払費用	178,492	197,196
流動負債合計	3,710,436	4,189,745
負債合計		
	3,710,436	4,189,745
純資産の部		
元本等		
元本	438,124,396	485,074,488
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	62,730,189	46,929,193
(分配準備積立金)	54,205,677	50,118,555
元本等合計	375,394,207	438,145,295
純資産合計		
	375,394,207	438,145,295
負債純資産合計		
	379,104,643	442,335,040

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第22特定期間 自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日	第23特定期間 自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日
営業収益		
受取利息	359	567
有価証券売買等損益	49,956,802	33,074,774
為替差損益	17,747,975	7,673,922
営業収益合計	32,209,186	40,749,263
営業費用		
受託者報酬	93,700	103,524
委託者報酬	2,587,485	2,858,485
その他費用	178,492	197,196
営業費用合計	2,859,677	3,159,205
営業利益又は営業損失()	29,349,509	37,590,058
経常利益又は経常損失()	29,349,509	37,590,058
当期純利益又は当期純損失()	29,349,509	37,590,058
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	54,477	280,015
期首剰余金又は期首欠損金()	73,066,647	62,730,189
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,386,911	4,313,217
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,386,911	4,313,217
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,786,716	8,003,731
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,786,716	8,003,731
分配金	15,558,769	17,818,533
期末剰余金又は期末欠損金()	62,730,189	46,929,193

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項 目	第22特定期間 自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日	第23特定期間 自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末日 が休日のため、平成21年 1月21日 から平成21年 7月21日までとな っております。	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末日 が休日のため、平成21年 7月22日 から平成22年 1月20日までとな っております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項 目	第22特定期間 平成21年 7月21日現在	第23特定期間 平成22年 1月20日現在
1．元本の推移		
期首元本額	417,682,153 円	438,124,396 円
期中追加設定元本額	33,412,326 円	81,074,878 円
期中一部解約元本額	12,970,083 円	34,124,786 円
2．特定期間末日における受益権の総数	438,124,396 口	485,074,488 口
3．元本の欠損	貸借対照表上の純資産 額が元本総額を下回って おり、その差額は 62,730,189円です。	貸借対照表上の純資産 額が元本総額を下回って おり、その差額は 46,929,193円です。
4．特定期間末日における 1口当たり純資産額	0.8568 円	0.9033 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第22特定期間 自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日</p>	<p style="text-align: center;">第23特定期間 自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日</p>
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左</p>
<p>2．分配金の計算過程 （平成21年 1月21日から平成21年 2月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,422,550円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（60,240,684円）及び分配準備積立金（55,476,994円）より分配対象収益は117,140,228円（1口当たり0.274790円）であり、うち2,557,744円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成21年 2月21日から平成21年 3月23日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,491,245円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（60,506,555円）及び分配準備積立金（55,128,351円）より分配対象収益は117,126,151円（1口当たり0.272278円）であり、うち2,581,025円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（461円）によるものです。</p> <p>（平成21年 3月24日から平成21年 4月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,613,173円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（59,259,031円）及び分配準備積立金（54,313,243円）より分配対象収益は115,185,447円（1口当たり0.270076円）であり、うち2,558,952円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p>	<p>2．分配金の計算過程 （平成21年 7月22日から平成21年 8月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,845,822円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（56,931,101円）及び分配準備積立金（51,796,671円）より分配対象収益は110,573,594円（1口当たり0.262313円）であり、うち2,529,198円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成21年 8月21日から平成21年 9月24日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,842,642円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（56,460,805円）及び分配準備積立金（51,494,434円）より分配対象収益は109,797,881円（1口当たり0.260701円）であり、うち2,526,984円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成21年 9月25日から平成21年10月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,577,801円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（56,620,462円）及び分配準備積立金（51,257,282円）より分配対象収益は109,455,545円（1口当たり0.258457円）であり、うち2,964,476円（1口当たり0.007000円）を分配金額としております。</p>

<p style="text-align: center;">第22特定期間 自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日</p>	<p style="text-align: center;">第23特定期間 自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日</p>
<p>(平成21年4月21日から平成21年5月20日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,697,618円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,531,214円)及び分配準備積立金(54,312,770円)より分配対象収益は116,541,602円(1口当たり0.268027円)であり、うち2,608,876円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成21年10月21日から平成21年11月20日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,686,314円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(62,411,596円)及び分配準備積立金(50,776,911円)より分配対象収益は114,874,821円(1口当たり0.255394円)であり、うち3,148,564円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成21年5月21日から平成21年6月22日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,798,689円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,310,772円)及び分配準備積立金(54,312,770円)より分配対象収益は116,422,231円(1口当たり0.266154円)であり、うち2,624,542円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額(655円)によるものです。</p>	<p>(平成21年11月21日から平成21年12月21日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,136,054円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,295,506円)及び分配準備積立金(50,225,927円)より分配対象収益は117,657,487円(1口当たり0.253121円)であり、うち3,253,790円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成21年6月23日から平成21年7月21日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,644,950円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(59,777,374円)及び分配準備積立金(54,205,677円)より分配対象収益は115,628,001円(1口当たり0.263916円)であり、うち2,628,746円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成21年12月22日から平成22年1月20日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,864,087円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(69,326,762円)及び分配準備積立金(50,118,555円)より分配対象収益は121,309,404円(1口当たり0.250084円)であり、うち3,395,521円(1口当たり0.007000円)を分配金額としております。</p>

（有価証券に関する注記）

第22特定期間（平成21年7月21日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	370,390,049	403,757
合計	370,390,049	403,757

第23特定期間（平成22年1月20日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	434,728,865	7,389,709
合計	434,728,865	7,389,709

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第22特定期間 自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日	第23特定期間 自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第22特定期間(平成21年7月21日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	309,810,633	-	301,989,870	7,820,763
イギリス・ポンド	8,565,076	-	8,384,580	180,496
カナダ・ドル	9,049,943	-	9,248,650	198,707
ユーロ	29,683,252	-	29,654,760	28,492
合計	357,108,904	-	349,277,860	7,831,044

第23特定期間(平成22年1月20日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	364,215,488	-	357,724,500	6,490,988
イギリス・ポンド	10,626,093	-	10,588,940	37,153
カナダ・ドル	10,731,912	-	10,602,000	129,912
ユーロ	32,989,311	-	32,149,520	839,791
合計	418,562,804	-	411,064,960	7,497,844

（注）時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - （1）特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - （2）特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・ストラテ ジック・インカム・マ ザーファンド	282,218,168	434,728,865	-
	合計		282,218,168	434,728,865	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第22特定期間 平成21年7月21日現在	第23特定期間 平成22年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	12,812,769	12,935,527
親投資信託受益証券	1,849,973,033	1,832,645,421
流動資産合計	1,862,785,802	1,845,580,948
資産合計	1,862,785,802	1,845,580,948
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,034,466	9,807,540
未払解約金	1,428,400	-
未払受託者報酬	77,319	79,690
未払委託者報酬	2,134,223	2,199,520
その他未払費用	908,762	929,366
流動負債合計	13,583,170	13,016,116
負債合計	13,583,170	13,016,116
純資産の部		
元本等		
元本	2,581,276,059	2,451,885,189
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	732,073,427	619,320,357
(分配準備積立金)	206,047,345	194,570,201
元本等合計	1,849,202,632	1,832,564,832
純資産合計	1,849,202,632	1,832,564,832
負債純資産合計	1,862,785,802	1,845,580,948

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第22特定期間		第23特定期間	
	自	平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	自	平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
営業収益				
受取利息		2,199		434
有価証券売買等損益		252,225,816		151,063,152
営業収益合計		252,228,015		151,063,586
営業費用				
受託者報酬		477,111		487,941
委託者報酬		13,169,913		13,468,492
その他費用		908,776		929,366
営業費用合計		14,555,800		14,885,799
営業利益又は営業損失()		237,672,215		136,177,787
経常利益又は経常損失()		237,672,215		136,177,787
当期純利益又は当期純損失()		237,672,215		136,177,787
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		729,630		512,632
期首剰余金又は期首欠損金()		936,960,552		732,073,427
剰余金増加額又は欠損金減少額		32,827,685		40,525,617
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		32,827,685		40,525,617
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,853,368		5,823,613
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,853,368		5,823,613
分配金		60,029,777		57,614,089
期末剰余金又は期末欠損金()		732,073,427		619,320,357

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第22特定期間 自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日	第23特定期間 自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末日が休日のため、平成21年 1月21日から平成21年 7月21日までとなっております。	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末日が休日のため、平成21年 7月22日から平成22年 1月20日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第22特定期間 平成21年 7月21日現在	第23特定期間 平成22年 1月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,668,975,243 円	2,581,276,059 円
期中追加設定元本額	15,727,825 円	22,283,648 円
期中一部解約元本額	103,427,009 円	151,674,518 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,581,276,059 口	2,451,885,189 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は732,073,427円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は619,320,357円です。
4. 特定期間末日における 1口当たり純資産額	0.7164 円	0.7474 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第22特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成21年 1月21日</p> <p style="text-align: center;">至 平成21年 7月21日</p>	<p style="text-align: center;">第23特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成21年 7月22日</p> <p style="text-align: center;">至 平成22年 1月20日</p>
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="padding-left: 2em;">純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="padding-left: 2em;">同左</p>
<p>2．分配金の計算過程</p> <p>（平成21年 1月21日から平成21年 2月20日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（9,040,188円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（139,267,864円）及び分配準備積立金（211,970,182円）より分配対象収益は360,278,234円（1口当たり0.136254円）であり、うち10,576,677円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成21年 2月21日から平成21年 3月23日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（9,657,662円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（137,448,473円）及び分配準備積立金（210,745,747円）より分配対象収益は357,851,882円（1口当たり0.135925円）であり、うち10,530,845円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（667円）によるものです。</p> <p>（平成21年 3月24日から平成21年 4月20日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（8,759,454円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（135,809,447円）及び分配準備積立金（209,153,871円）より分配対象収益は353,722,772円（1口当たり0.135276円）であり、うち10,459,275円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p>	<p>2．分配金の計算過程</p> <p>（平成21年 7月22日から平成21年 8月20日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（9,538,896円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（126,642,915円）及び分配準備積立金（204,059,234円）より分配対象収益は340,241,045円（1口当たり0.132665円）であり、うち8,976,350円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（1,224円）によるものです。</p> <p>（平成21年 8月21日から平成21年 9月24日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（7,532,538円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（126,434,714円）及び分配準備積立金（203,461,454円）より分配対象収益は337,428,706円（1口当たり0.132117円）であり、うち8,939,018円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。</p> <p>（平成21年 9月25日から平成21年10月20日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（7,237,653円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（124,162,797円）及び分配準備積立金（201,377,816円）より分配対象収益は332,778,266円（1口当たり0.131479円）であり、うち10,124,125円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p>

<p style="text-align: center;">第22特定期間 自 平成21年 1 月21日 至 平成21年 7 月21日</p>	<p style="text-align: center;">第23特定期間 自 平成21年 7 月22日 至 平成22年 1 月20日</p>
<p>（平成21年 4 月21日から平成21年 5 月20日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,666,496円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（133,190,692円）及び分配準備積立金（207,382,521円）より分配対象収益は347,239,709円（1口当たり0.133847円）であり、うち10,377,235円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成21年10月21日から平成21年11月20日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,285,481円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（118,944,946円）及び分配準備積立金（196,907,314円）より分配対象収益は322,137,741円（1口当たり0.130018円）であり、うち9,910,572円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（1,653円）によるものです。</p>
<p>（平成21年 5 月21日から平成21年 6 月22日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（9,259,027円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（129,321,701円）及び分配準備積立金（206,535,325円）より分配対象収益は345,116,053円（1口当たり0.133428円）であり、うち9,052,882円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の差額は、外国所得税控除額（936円）によるものです。</p>	<p>（平成21年11月21日から平成21年12月21日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（9,885,352円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（114,908,943円）及び分配準備積立金（195,710,381円）より分配対象収益は320,504,676円（1口当たり0.130031円）であり、うち9,859,361円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p>
<p>（平成21年 6 月23日から平成21年 7 月21日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,471,100円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（129,338,953円）及び分配準備積立金（206,047,345円）より分配対象収益は341,857,398円（1口当たり0.132437円）であり、うち9,034,466円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成21年12月22日から平成22年 1 月20日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（8,416,031円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（114,444,682円）及び分配準備積立金（194,570,201円）より分配対象収益は317,430,914円（1口当たり0.129464円）であり、うち9,807,540円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p>

(有価証券に関する注記)

第22特定期間(平成21年7月21日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,849,973,033	2,045,886
合計	1,849,973,033	2,045,886

第23特定期間(平成22年1月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,832,645,421	32,598,292
合計	1,832,645,421	32,598,292

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・ストラテ ジック・インカム・マ ザーファンド	1,189,720,476	1,832,645,421	-
	合計		1,189,720,476	1,832,645,421	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	平成21年7月21日現在	平成22年1月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	43,152,208	34,491,784
株式	5,670,140	11,668,840
国債証券	1,032,469,034	1,092,547,812
地方債証券	4,294,592	4,664,787
特殊債券	164,141,510	143,541,431
社債券	947,859,087	953,896,241
派生商品評価勘定	-	567
未収入金	10,192,985	14,906,726
未収利息	29,223,357	28,205,263
前払費用	4,258,333	869,371
流動資産合計	2,241,261,246	2,284,792,822
資産合計	2,241,261,246	2,284,792,822
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,152	-
未払金	20,938,624	17,364,032
流動負債合計	20,946,776	17,364,032
負債合計	20,946,776	17,364,032
純資産の部		
元本等		
元本	1,563,966,389	1,471,938,644
剰余金		
剰余金又は欠損金()	656,348,081	795,490,146
元本等合計	2,220,314,470	2,267,428,790
純資産合計	2,220,314,470	2,267,428,790
負債純資産合計	2,241,261,246	2,284,792,822

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日	自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

項目	自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日	自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成21年 7月21日現在	平成22年 1月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,696,069,347 円	1,563,966,389 円
期中追加設定元本額	98,155,791 円	91,914,082 円
期中一部解約元本額	230,258,749 円	183,941,827 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Aコース(為替ヘッジ付き)	260,893,181 円	282,218,168 円
フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	1,303,073,208 円	1,189,720,476 円
計	1,563,966,389 円	1,471,938,644 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,563,966,389 口	1,471,938,644 口
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.4197 円	1.5404 円

(有価証券に関する注記)

(平成21年7月21日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	5,670,140	146,599
国債証券	1,032,469,034	14,333,780
地方債証券	4,294,592	72,606
特殊債券	164,141,510	2,463,378
社債券	947,859,087	12,883,364
合 計	2,154,434,363	29,899,727

(平成22年1月20日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	11,668,840	925,705
国債証券	1,092,547,812	4,661,422
地方債証券	4,664,787	486
特殊債券	143,541,431	423,495
社債券	953,896,241	17,482,294
合 計	2,206,319,111	13,323,568

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日	自 平成21年 7月22日 至 平成22年 1月20日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成21年7月21日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	4,024,946	-	4,033,098	8,152
合計	4,024,946	-	4,033,098	8,152

(平成22年1月20日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	2,582,031	-	2,581,464	567
合計	2,582,031	-	2,581,464	567

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	DELTA AIR LINES INC	3,467	13.030	45,175.010	-
	AES TR III 6.75% CV PFD	600	47.000	28,200.000	-
	GMAC INC 7 PFD REGS PERP	29	745.000	21,605.000	-
	GEORGIA GULF CORP NEW	1,823	17.300	31,537.900	-
	NORTEK INC	40	37.500	1,500.000	-
	PTV INC PFD 10%	1	0.080	0.080	-
アメリカ・ドル	小計	5,960		128,017.990 (11,668,840)	
合計		5,960		11,668,840 (11,668,840)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
日本・円	第16回 物価連動国債	5,000,000	4,821,120	-
	第259回 10年国債	5,000,000	5,223,300	-
	第275回 2年国債	20,000,000	20,084,200	-
	第280回 10年国債	15,500,000	16,608,715	-
	第31回 30年国債	10,000,000	9,815,000	-
日本・円	小計	55,500,000	56,552,335	
アメリカ・ドル	ARGENTINA 1.33 12/31/38	20,000.000	6,950.000	-
	ARGENTINA 8.28 12/31/33	114,201.180	80,511.730	-
	ARGENTINA REP 7% 3/28/11	845,000.000	804,321.700	-
	ARGENTINA REP 7% 9/12/13 EC	145,000.000	125,298.850	-
	BRAZIL GLBL 8.75%	45,000.000	58,050.000	-
	BRAZIL GOVT 12.25% 3/06/30 EC	55,000.000	95,700.000	-
	COLOMBIA REP 11.75%	5,000.000	7,200.000	-
	INDONESIA 6.75% 3/10/14 REGS	85,000.000	93,075.000	-
	INDONESIA 7.25% REGS	45,000.000	50,175.000	-
	MEXICO GVT GLB 6.75 9/27/34 EC	170,000.000	181,050.000	-
	PHILIPPINE GBL 9.875%	30,000.000	39,075.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	PHILIPPINE GL 8.875 3/17/15 EC	35,000.000	42,133.000	-
	PHILIPPINE GLB 8.25 1/15/14 EC	25,000.000	29,000.000	-
	PHILIPPINE GOV 8.375% EC	185,000.000	197,265.500	-
	PHILIPPINE GOV 9.5% 2/02/30 EC	20,000.000	26,200.000	-
	RUSSIA FED 12.75 6/24/28	40,000.000	68,800.000	-
	RUSSIAN FD CPN REGS	305,500.000	346,360.600	-
	TURKEY REP GLBL 11.875%	70,000.000	113,050.000	-
	TURKEY RP GLB 6.875% 3/17/36EC	45,000.000	45,463.500	-
	USTB 4.25% 5/15/39	16,000.000	15,109.920	-
	USTB 4.375% 2/15/38	439,000.000	425,004.680	-
	USTB 6.625% 2/15/27	58,000.000	73,387.980	-
	USTB 8.125% 8/15/19	305,000.000	414,132.050	-
	USTB 9.875% 11/15/15	373,000.000	515,582.980	-
	USTN .75% 11/30/11	240,000.000	239,604.000	-
	USTN 1% 12/31/11	212,000.000	212,445.200	-
	USTN 1.125% 1/15/12	193,000.000	193,752.700	-
	USTN 1.125% 12/15/11	47,000.000	47,231.240	-
	USTN 1.375% 1/15/13	270,000.000	269,303.400	-
	USTN 1.375% 3/15/12	626,000.000	631,083.120	-
	USTN 1.875% 6/15/12	423,000.000	430,368.660	-
	USTN 2.625% 4/30/16	80,000.000	78,449.600	-
	USTN 2.625% 7/31/14	110,000.000	111,709.400	-
	USTN 2.75% 2/15/19	138,000.000	128,651.880	-
	USTN 3% 8/31/16	194,000.000	193,090.140	-
	USTN 3.125% 10/31/16	20,000.000	19,985.800	-
	USTN 3.125% 5/15/19	216,000.000	207,003.600	-
	USTN 3.25% 12/31/16	38,000.000	38,154.280	-
	USTN 3.375% 11/15/19	100,000.000	97,297.000	-
	USTN 4%	588,000.000	631,547.280	-
	USTN 4.25% 11/15/17	11,000.000	11,653.950	-
	USTN 4.50% 11/15/10	100,000.000	103,445.000	-
	USTN 4.625% 12/31/11	196,000.000	210,117.880	-
	USTN 5.75% 8/15/10	220,000.000	226,969.600	-
	VENEZUELA 10.75%	57,000.000	53,865.000	-
	VENEZUELA 3ML+100	305,000.000	279,075.000	-
	VENEZUELA REP 5.375%	35,000.000	34,650.000	-
	VENEZUELA REP 8.5% 10/8/14 EC	45,000.000	38,362.500	-
	VENEZUELA REP 9% 5/07/23 REGS	150,000.000	110,025.000	-
	VENEZUELA REP 9.375 1/13/34 EC	35,000.000	26,075.000	-
	VIETNAM SOC REP VRN 03/12/16	113,043.480	101,739.130	-
アメリカ・ドル 小計		8,237,744.660	8,578,552.850 (781,935,092)	
イギリス・ポンド	UK GILT 4.5% 3/07/19	150,000.000	155,370.000	-
	UK GILT 4.5% 9/07/34	50,000.000	50,150.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	UK GILT 5.25% 6/07/12	50,000.000	53,960.000	-
イギリス・ボンド 小計		250,000.000	259,480.000 (38,711,821)	
カナダ・ドル	CANADA GOVT 3.75% 6/01/12	445,000.000	467,485.850	-
	CANADA GOVT 4% 6/01/17	70,000.000	73,849.300	-
	CANADA GOVT 5.75%	50,000.000	60,651.500	-
カナダ・ドル 小計		565,000.000	601,986.650 (53,197,560)	
ユーロ	AUSTRIA GOVT 4.65% 1/15/18	300,000.000	326,196.000	-
	FRANCE OAT 4% 10/25/38	100,000.000	96,980.000	-
	GERMANY GOVT 2.5% 10/10/14	225,000.000	226,910.250	-
	GERMANY REP 3.75%	300,000.000	318,963.000	-
	GREECE GOVT 5.5% 8/20/14	50,000.000	50,056.500	-
	IRELAND GOVT 5% 10/18/20	50,000.000	50,037.000	-
	NETHERLAND GOV 5.5%	150,000.000	176,448.000	-
ユーロ 小計		1,175,000.000	1,245,590.750 (162,151,004)	
国債証券 合計			1,092,547,812 (1,035,995,477)	
地方債証券				
カナダ・ドル	BRIT COLMB PROV 4.65% 12/18/18	50,000.000	52,787.000	-
カナダ・ドル 小計		50,000.000	52,787.000 (4,664,787)	
地方債証券 合計			4,664,787 (4,664,787)	
特殊債券				
アメリカ・ドル	FHLB 1.5% 1/16/13	65,000.000	64,556.050	-
	FHLB 3.625% 10/18/13	270,000.000	285,619.500	-
	FHLMC 3.25% 7/16/10	500,000.000	507,730.000	-
	FHLMC 5.5% 8/23/17	250,000.000	282,217.500	-
	PEMEX PRO FDG 6.625% 6/15/35	25,000.000	24,003.000	-
	PEMEX PROJ FD 7.75% PERP	70,000.000	69,737.500	-
	PEMEX PROJ FRN REGS	150,000.000	150,000.000	-
アメリカ・ドル 小計		1,330,000.000	1,383,863.550 (126,139,163)	
イギリス・ボンド	KFW INTL FIN 6%	100,000.000	116,645.000	-
イギリス・ボンド 小計		100,000.000	116,645.000 (17,402,268)	
特殊債券 合計			143,541,431 (143,541,431)	
社債券				
アメリカ・ドル	AES CORP 9.75% 4/15/16 REGS	15,000.000	16,425.000	-
	AFFINION GRP 10.125% 10/15/13	10,000.000	10,275.000	-
	AIRGAS INC 7.125% 10/1/18 REGS	10,000.000	10,500.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	ALTRIA GROUP INC 9.25% 8/6/19	40,000.000	49,107.200	-
	AMER CASINO & ENT 11 6/14 REGS	20,000.000	18,200.000	-
	AMER INTL GRP GLB 5.6 10/18/16	10,000.000	8,310.000	-
	AMERICAN INTL 4.25%	5,000.000	4,657.300	-
	AMERICAN INTL 5.85% 1/16/18	15,000.000	12,278.550	-
	AMERICAN INTL GRP 5.45 5/18/17	55,000.000	45,100.000	-
	AMERISTAR CASNO 9.25 6/14 REGS	15,000.000	15,712.500	-
	AMR CORP 9%	30,000.000	25,500.000	-
	AMR PTC 01-1A1 6.977%	4,849.670	3,903.980	-
	AMR PTC 7.377%	16,440.920	13,276.040	-
	ANTERO RES FIN 9.375 12/17 RGS	20,000.000	20,900.000	-
	APRIA HEALTH 11.25% 11/14 REGS	50,000.000	54,250.000	-
	APRIA HEALTH 12.375 11/14 REGS	25,000.000	27,187.500	-
	ARAMARK CORP 8.5% 2/1/15	55,000.000	55,825.000	-
	ASBURY AUTO GRP 8%	20,000.000	20,000.000	-
	ATLAS ENERGY 10.75% 2/01/18 WI	60,000.000	66,150.000	-
	ATLAS PIPELNE 8.125 12/15	20,000.000	18,300.000	-
	AVIS BUDGET 7.625 5/15/14	40,000.000	38,300.000	-
	AVIS BUDGET 7.75% 5/15/16	20,000.000	18,750.000	-
	B&G FOODS INC 7.625% 1/15/18	20,000.000	20,350.000	-
	BERRY PETROLEUM 10.25% 6/1/14	10,000.000	10,900.000	-
	BERRY PLASTIC 8.875% 9/15/14	85,000.000	84,362.500	-
	BIOMET INC 10% 10/15/17	20,000.000	22,000.000	-
	BIOMET INC 11.625% 10/15/17	35,000.000	39,112.500	-
	BROCADE COMMTN 6.625 1/18 REGS	5,000.000	5,068.750	-
	BROCADE COMMTN 6.875 1/20 REGS	5,000.000	5,125.000	-
	BURLINGTON MTN 11.125 4/15/14	40,000.000	41,800.000	-
	CALPINE CONSTR 8% 6/01/16 REGS	75,000.000	77,625.000	-
	CASELLA WASTE 11% 7/15/14 REGS	5,000.000	5,450.000	-
	CATALENT PHARMA SOLUTION REGD 9.5% 4/15	21,025.000	18,709.720	-
	CB RICHARD ELLS 11.625 6/15/17	30,000.000	33,900.000	-
	CC HOLDINGS GS 7.75% 5/17 REGS	20,000.000	21,500.000	-
	CENVEO CORP 10.5% 8/15/16 REGS	15,000.000	15,675.000	-
	CERIDIAN 11.25% 11/15/15	60,000.000	60,000.000	-
	CHARTER COMM 10.25%	25,000.000	31,125.000	-
	CHARTER COMM 8.375% REGS	80,000.000	82,000.000	-
	CHARTER COMM 8.75%	170,000.000	175,100.000	-
	CHESAPEAKE 6.625%	100,000.000	99,250.000	-
	CHESAPEAKE ENER 6.875%	30,000.000	30,075.000	-
	CHESAPEAKE ENER 9.5% 2/15/15	20,000.000	22,100.000	-
	CHESAPEAKE ENERGY 7.25% 12/18	20,000.000	20,050.000	-
	CHUKCHANSI 8% REGS	30,000.000	25,237.500	-
	CITIBANK NA FDIC 1.5% 7/12/11	20,000.000	20,209.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	CITIGR FDG FDIC 2.125% 7/12/12	30,000.000	30,534.600	-
	CLAIRE'S STORES 9.25% 6/1/15	10,000.000	8,750.000	-
	CLEAR CHANNEL 5% 3/15/12	30,000.000	24,750.000	-
	CLEAR CHANNEL 6.25% 3/15/11	15,000.000	14,025.000	-
	CLEAR CHANNEL COM 4.4% 5/15/11	30,000.000	26,775.000	-
	CLEAR CHNL WW A 9.25 12/17 REG	5,000.000	5,150.000	-
	CLEAR CHNL WW B 9.25 12/17 REG	20,000.000	20,650.000	-
	CLEARWIRE CORP 12% 12/15 REGS	75,000.000	78,375.000	-
	CLEARWIRE ESCROW 12 12/15 REGS	40,000.000	41,850.000	-
	COMMERCIAL VHCL 8%	20,000.000	12,400.000	-
	CONNACHER OIL 10.25 12/15 REGS	40,000.000	38,600.000	-
	CONNACHER OIL 11.75% 7/14 REGS	30,000.000	33,150.000	-
	CRICKET COMM 7.75% 5/15/16 WI	40,000.000	40,300.000	-
	CRICKET COMMUNI 10% 7/15/15	25,000.000	25,500.000	-
	CROWN AM LLC 7.625% 5/17 REGS	15,000.000	15,600.000	-
	CROWN AMERS LLC 7.75% 11/15/15	40,000.000	41,500.000	-
	CROWN CASTLE INTL 9% 1/15/15	20,000.000	21,500.000	-
	CSC HLDGS INC 8.5% 4/14 REGS	25,000.000	26,718.750	-
	CSC HLDGSS 6.75%	20,000.000	20,750.000	-
	DAVITA INC 6.625%	55,000.000	55,343.750	-
	DEAN FOODS CO 7% 6/01/16	55,000.000	54,037.500	-
	DELTA AIR 7.9%	10,000.000	100.000	-
	DELTA AIR 8.3%	130,000.000	1,300.000	-
	DELTA AIR INC 9.5 9/15/14 REGS	5,000.000	5,268.750	-
	DIGICEL GRP LTD8.875 1/15 REGS	100,000.000	97,125.000	-
	DIGITALGLOBE 10.5% 5/1/14 REGS	10,000.000	10,750.000	-
	DIRECTV HLDGS 6.375%	20,000.000	20,800.000	-
	DRS TECH INC 7.625% 2/01/18	20,000.000	20,319.800	-
	DRUMMOND CO 9% 10/15/14 REG	10,000.000	10,500.000	-
	DUPONT FABROS 8.5% 12/17 REGS	15,000.000	15,450.000	-
	ECHOSTAR DBS 6.625% 10/01/14	115,000.000	116,150.000	-
	ECHOSTAR DBS 7.75 5/31/15	20,000.000	20,876.000	-
	EDGEN MURRAY 12.25 1/15/15REGS	50,000.000	48,625.000	-
	EDISON MISSION 7% 5/15/17	5,000.000	4,200.000	-
	EDISON MISSION 7.2% 5/15/19	45,000.000	36,675.000	-
	EDUCATION MGMT 8.75 6/14	50,000.000	51,625.000	-
	EL PASO NAT GAS 7.25% 6/01/18	45,000.000	46,800.000	-
	ENERGY FUTURE 10% 1/15/20 REGS	10,000.000	10,350.000	-
	ENERGY TRANSFER 9% 4/15/19	20,000.000	24,797.400	-
	EXCO RESOUR 7.25%	30,000.000	30,000.000	-
	FIRST DATA CORP 9.875% 9/15	55,000.000	50,325.000	-
	FIRST DATA PIK 10.55% 9/24/15	25,000.000	21,054.250	-
	FORD MOTOR 6.375%	15,000.000	12,450.000	-
	FORD MOTOR 6.625% 10/01/28	15,000.000	12,000.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	FORD MOTOR 6.625% 2/15/28	25,000.000	20,000.000	-
	FORD MOTOR 7.45%	5,000.000	4,550.000	-
	FORD MTR CR 7%	15,000.000	15,000.900	-
	FORD MTR CREDIT CO 8% 12/15/16	165,000.000	165,607.200	-
	FOREST OIL 7.25% 6/15/19	35,000.000	35,568.750	-
	FOREST OIL 8.5% 2/15/14 REGS	20,000.000	21,125.000	-
	FOREST OIL GLBL 7.75% 5/01/14	40,000.000	40,516.000	-
	FOUNDATION PA 7.25%	30,000.000	30,300.000	-
	FREEMPORT MCMOR 8.25% 4/01/15	30,000.000	32,625.000	-
	FREESCALE 8.875% 12/15/14 WI	40,000.000	36,400.000	-
	FREESCALE SC 10.125 12/15/16WI	45,000.000	37,462.500	-
	FREESCALE SC 9.235 12/15/14 WI	70,000.000	57,400.000	-
	FRESENIUS US FN II 9 7/15 REGS	15,000.000	16,725.000	-
	FTI CONSULTING 7.625%	20,000.000	20,350.000	-
	GENERAL CABLE 7.125% 4/1/17 WI	10,000.000	9,800.000	-
	GEORGIA GULF 9% 1/15/17 REGS	20,000.000	20,650.000	-
	GEORGIA PAC 7.125% 1/17 REGS	50,000.000	51,250.000	-
	GEORGIA PAC LLC 8.25 5/16 REGS	15,000.000	16,012.500	-
	GLOBAL CROS LTD 12% 9/15 REGS	10,000.000	11,025.000	-
	GMAC 6.875%	60,000.000	59,700.000	-
	GMAC 8% GLOBAL	15,000.000	14,344.200	-
	GMAC GLBL 6.875% 8/28/12	25,000.000	24,750.000	-
	GMAC INC FDIC 1.75% 10/30/12	100,000.000	100,354.000	-
	GMAC LLC 6% 12/15/11	10,000.000	9,800.000	-
	GMAC LLC 6.625% 5/15/12	15,000.000	14,850.000	-
	GMAC LLC MTN 7% 2/01/12	31,000.000	30,845.000	-
	GMAC LLC MTN 7.25% 3/02/11	18,000.000	18,180.000	-
	GMAC LLC MTN 8% 11/01/31	79,000.000	75,840.000	-
	GMAC LLC MTN 8% 12/31/18	100,000.000	94,500.000	-
	GNC PIK 10.00938% 3/15/14	10,000.000	9,400.000	-
	GOODYEAR TIRE 10.5% 5/15/16	20,000.000	22,000.000	-
	GOODYEAR TIRE 7.857%	35,000.000	36,400.000	-
	GSC HLDGS CORP 8%	40,000.000	41,400.000	-
	HCA HEALTHCARE 8.75% 9/01/10	75,000.000	76,781.250	-
	HCA INC 8.5% 4/15/19 REGS	30,000.000	32,775.000	-
	HCA INC 9.125% 11/15/2014	40,000.000	42,200.000	-
	HCA INC 9.25% 11/15/2016	150,000.000	159,750.000	-
	HEADWATERS 11.375% 11/1/14 RGS	5,000.000	5,287.500	-
	HEALTHSOUTH 10.75% 6/15/16	30,000.000	32,737.500	-
	HELIX ENRGY SOL 9.5 1/16 REGS	30,000.000	30,750.000	-
	HERCULES OFFSHR 10.5 10/17 REG	20,000.000	20,950.000	-
	HOST HOTELS 9% 5/15/17 REGS	35,000.000	38,150.000	-
	HUGHES NETWORK 9.5% 4/14	45,000.000	46,125.000	-
	HUNTSMAN INTL 5.5 6/30/16 REGS	25,000.000	22,062.500	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	IASIS HEALTH 8.75%	40,000.000	40,800.000	-
	INTELSAT LTD 11.25% 6/16	245,000.000	265,212.500	-
	INTERGEN NV 9% 6/30/17 REGS	130,000.000	134,550.000	-
	INTERPUBLIC GROUP 10% 7/17	10,000.000	11,100.000	-
	IPALCO 7.25% 4/01/16 REGS	25,000.000	25,187.500	-
	IPALCO MC 11/14/11	30,000.000	31,425.000	-
	KABEL DEUTSCHL 10.625% 7/01/14	85,000.000	88,400.000	-
	KANSAS CITY 13% 12/15/13	10,000.000	11,700.000	-
	KANSAS CITY 8% 6/1/15	15,000.000	15,487.500	-
	KAZMUNA IGAZ 8.375% 7/2/13 REGS	125,000.000	136,250.000	-
	LAMAR MEDIA 6.625% 8/15/15	15,000.000	14,550.000	-
	LAMAR MEDIA CRP6.625 8/15/15	15,000.000	14,400.000	-
	LANDRYS RESTR 11.625 12/15 RGS	5,000.000	5,275.000	-
	LEVI STRAUSS 9.75%	30,000.000	31,500.000	-
	LIBERTY MEDIA 5.7%	30,000.000	29,400.000	-
	LUCEENT TECH 6.5%	60,000.000	43,200.000	-
	LUCENT 6.45% GBL 3/15/29 (DT)	20,000.000	14,400.000	-
	MAC-GRAY CORP 7.625%	20,000.000	19,450.000	-
	MCJUNKIN RED MAN 9.5% 12/16RGS	50,000.000	51,500.000	-
	MGM MIRAGE 10.375% 5/14 REGS	15,000.000	16,537.500	-
	MGM MIRAGE 11.125% 11/17 REGS	20,000.000	22,400.000	-
	MGM MIRAGE INC 13% 11/15/13	100,000.000	116,250.000	-
	MGM MIRAGE INC 6.75% 4/01/13	5,000.000	4,662.500	-
	MGM MIRAGE INC 7.5% 6/01/16	30,000.000	26,250.000	-
	MICHAELS STS INC 10% 11/1/14	65,000.000	67,275.000	-
	MILLAR WEST 7.75%	20,000.000	16,250.000	-
	MIRANT AMERICAS 8.3% 5/1/11	35,000.000	35,787.500	-
	MOBILE TEL 8.375%	70,000.000	72,800.000	-
	MOHEGAN TRIBAL 11.5 11/17 REGS	5,000.000	5,250.000	-
	MOMENTIVE INC 10.125% 12/1/14	1,509.000	1,429.590	-
	MOMENTIVE INC 9.75% 12/1/14	45,000.000	43,537.500	-
	NAVIOS MARIT 8.875% 11/17 REGS	10,000.000	10,400.000	-
	NAVIOS MARIT 9.5% 12/15/14 WI	55,000.000	55,000.000	-
	NAVISTAR INTL 8.25% 11/1/21	10,000.000	10,250.000	-
	NEXSTAR BR NUS PIK 7 1/14 REGS	37,715.000	30,263.640	-
	NEXSTAR FINANCE 7%	12,000.000	9,630.000	-
	NEXTEL COMM 5.95% SER F	5,000.000	4,650.000	-
	NEXTEL COMM 6.875% SER E 10/13	30,000.000	29,025.000	-
	NEXTEL COMM 7.375% SER D	95,000.000	90,725.000	-
	NIELSEN FIN LLC 10 8/1/14	50,000.000	52,500.000	-
	NIELSEN FINANCE VNU 11.5% 5/01/16	20,000.000	22,400.000	-
	NIELSEN FINANCE VNU 11.625% 2/14	10,000.000	11,300.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	NII CAPITAL CORP 10% 8/16 REGS	45,000.000	48,037.500	-
	NISOURCE FIN 10.75% 3/15/16	15,000.000	18,985.950	-
	NORANDA ALU PIK FRN 5/15	21,372.000	16,730.630	-
	NORTEK INC 11% 12/1/13	40,177.000	42,587.620	-
	NOVA CHEM 8.375% 11/16 REGS	20,000.000	20,400.000	-
	NOVA CHEM 8.625% 11/19 REGS	20,000.000	20,500.000	-
	NRG ENERGY INC 7.375% 2/1/16	90,000.000	90,000.000	-
	NTH AM ENRGY 10.875% 6/16 REGS	20,000.000	21,600.000	-
	NUVEEN INVEST 10.5% 11/15 WI	20,000.000	18,800.000	-
	NXP BV 3ML+275 10/15/13	5,000.000	4,375.000	-
	NXP BV/FDG 7.875% 10/15/14	25,000.000	23,000.000	-
	OMEGA HTHCARE 7%	30,000.000	30,450.000	-
	OPTI CANADA INC 8.25% 12/15/2014	40,000.000	35,400.000	-
	OPTI CDA INC 7.875% 12/14	35,000.000	30,712.500	-
	OWENS BROCKWAY 01 7.375 5/16	50,000.000	52,500.000	-
	PDVSA PETR VENZ 5.375% 4/12/27	105,000.000	53,917.500	-
	PDVSA PETRO VENZ 5.25% 4/12/17	110,000.000	69,025.000	-
	PEABODY ENERGY 7.875% 11/01/26	35,000.000	35,962.500	-
	PETROHAWK ENER 9.125% 7/15/13	70,000.000	73,675.000	-
	PETROHAWK ENRG 7.875% 6/01/15	20,000.000	20,450.000	-
	PETROLEUM DEV GLB 12% 2/15/18	20,000.000	21,200.000	-
	PLAINS EXPL PRO 7% 3/15/17	30,000.000	29,925.000	-
	PLAINS EXPLORATION 7.625% 6/18	40,000.000	41,450.000	-
	PLY-GEM INDUS 13.125 7/14 REGS	30,000.000	30,450.000	-
	POLYONE CORP 8.875%	30,000.000	31,200.000	-
	QUICKSILVER RES 7.75% 8/01/15	45,000.000	46,800.000	-
	QUICKSILVER RES 9.125% 8/15/19	20,000.000	21,350.000	-
	QWEST CORP 8.375% 5/01/16 WI	35,000.000	38,675.000	-
	RAINBOW NAT 10.375% REGS	20,000.000	21,075.000	-
	RAINBOW NATL 8.75% REGS	20,000.000	20,350.000	-
	RANGE RES CORP 6.375%	40,000.000	39,900.000	-
	RANGE RES CORP 7.25% 5/01/18	15,000.000	15,487.500	-
	READERS DIGEST 9% 2/15/17	30,000.000	375.000	-
	REVLON CON PRD 9.75 11/15 REGS	15,000.000	15,562.500	-
	RH DONNELLEY 11.75% 5/15/15 144A	33,000.000	36,630.000	-
	RH DONNELLEY 8.875% 10/15/17	2,000.000	240.000	-
	RITE AID 10.25% 10/15/19 REGS	5,000.000	5,381.250	-
	RITE AID CORP 10.375% 7/15/16	100,000.000	107,250.000	-
	RITE AID CORP 7.5% 3/01/17	55,000.000	52,387.500	-
	RITE AID CRP 9.75% 6/12/16 W/I	35,000.000	38,062.500	-
	RSC EQUIPMENT 10% 7/15/17 REGS	10,000.000	10,950.000	-
	SALLY HOLDINGS 9.2511/15/14WI	45,000.000	46,912.500	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	SANDRIDGE ENRG 8% 6/1/18 REGS	30,000.000	30,150.000	-
	SEAGATE TECH INTL 10 5/14 REGS	5,000.000	5,550.000	-
	SEALY CORP 10.875 4/15/16 REGS	10,000.000	11,200.000	-
	SENECA GAMING 7.25% 817082AC4	20,000.000	19,750.000	-
	SENECA GAMING 7.25% 817082AEO	30,000.000	29,625.000	-
	SENIOR HOUSING 8.625%	40,000.000	41,450.000	-
	SENSUS MET 8.625%	50,000.000	51,250.000	-
	SHINGLE SPRINGS9.375 6/15 REGS	20,000.000	15,600.000	-
	SHIP FINANCE 8.5%	80,000.000	77,600.000	-
	SIERRA PAC RES 7.803%	20,000.000	20,391.400	-
	SILGAN HLDGS 7.25% 8/15/16	25,000.000	26,000.000	-
	SIX FLAGS OPER 12.25% 7/15/2016	26,000.000	28,405.000	-
	SONIC AUTO 8.625%	50,000.000	50,000.000	-
	SOUTHWESTRN ENRY 7.5% 2/18	20,000.000	21,625.000	-
	SPEEDWAY M 6.75%	40,000.000	39,500.000	-
	SPRINT CAP CORP 8.375%	40,000.000	41,300.000	-
	SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	20,000.000	18,875.000	-
	SPRINT CAP CRP 6.875% 11/15/28	65,000.000	53,950.000	-
	SPRINT CAP GBL 6.9% 5/01/19	115,000.000	106,087.500	-
	STARWOOD HOTELS 7.875 10/15/14	30,000.000	32,475.000	-
	STATION CASINO 6%	45,000.000	6,918.750	-
	STATION CASINOS INC 7.75% 8/16	17,000.000	2,677.500	-
	STEEL DYNAMICS 7.375% 11/1/12	5,000.000	5,175.000	-
	STEEL DYNAMICS MC 4/15/16	55,000.000	56,925.000	-
	SUNGARD DATA 4.875 1/15/14	30,000.000	28,275.000	-
	SUNGARD DT SYS MTN 10.625 5/15	50,000.000	55,250.000	-
	TARGA RES LP 11.25 7/15/17REGS	20,000.000	22,400.000	-
	TECK RESOURCES 10.75 5/19	45,000.000	53,775.000	-
	TECK RESOURCES 9.75 5/14	30,000.000	34,950.000	-
	TELCORDIA 3ML+375 7/15/12 REGS	30,000.000	28,800.000	-
	TENET HEALTH 10% 5/01/18 REGS	40,000.000	44,650.000	-
	TENET HEALTH 8.875% 7/19 REGS	60,000.000	64,650.000	-
	TENET HEALTH 9.25%	15,000.000	15,750.000	-
	TENET HEALTH 9.875%	50,000.000	52,500.000	-
	TENET HEALTHCARE 7.375%	5,000.000	5,000.000	-
	TENN GAS PIPELI 8% 2/1/16	5,000.000	5,787.500	-
	TENNECO 8.125% 11/15/15	30,000.000	30,300.000	-
	TENNECO AUTO 8.625%	70,000.000	70,175.000	-
	TEXAS CMP 11.25 PIK 11/1/16	68,656.000	51,186.480	-
	TL ACQSTNS 10.5 1/15/15 REGS	185,000.000	183,150.000	-
	TOYS R US PPTY 10.75 7/17 REGS	55,000.000	61,050.000	-
	TOYS R US PROP 8.5% 12/17 REGS	20,000.000	20,850.000	-
	TOYS-R-US 7.875% 4/15/13	90,000.000	91,575.000	-

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	TRICO SHPPNG 11.875% 11/14 REG	10,000.000	10,525.000	-
	TXU ENERGY CO 10.25 11/1/15 WI	110,000.000	93,500.000	-
	TXU ENERGY CO 10.875% 11/17 WI	140,000.000	115,500.000	-
	UBS LUX (VIMPEL) 8% 2/10 REGS	175,000.000	175,656.250	-
	UNITED AIRLNS 9.875% 8/13 REGS	5,000.000	5,087.500	-
	UNITED RENTALS NA 9.25% 12/19	20,000.000	21,000.000	-
	UNITED SURG 9.25% 5/01/17	30,000.000	30,975.000	-
	UNITED SURGICAL 8.875% 5/01/17	65,000.000	67,112.500	-
	UNIVISION COMM 12% 7/1/14 REGS	10,000.000	10,825.000	-
	US ONCOLOGY INC 9.125% 8/15/17	20,000.000	21,200.000	-
	UTILICORP YANK 7.75%	45,000.000	47,587.500	-
	VENTAS REALTY 6.5% 6/1/16	35,000.000	34,037.500	-
	VENTAS REALTY LP 6.5% 6/1/16	5,000.000	4,862.500	-
	VERSO PAPER 11.5% 7/14 REGS	10,000.000	11,000.000	-
	VIANT HLD 10.125% 7/15/17 REGS	21,000.000	21,000.000	-
	VIASAT INC 8.875% 9/15/16 REGS	5,000.000	5,200.000	-
	VIASYSTEMS INC 12% 1/15/15REGS	15,000.000	16,275.000	-
	VIDEOTRON LTEE 9.125 4/18 REGS	15,000.000	16,500.000	-
	VIDEOTRON LTEE 9.125% 4/15/18	15,000.000	16,500.000	-
	VWR FDG INC 10.25% 7/15	35,000.000	36,750.000	-
	WATERFORD GAME 8.625 9/14 REGS	20,000.000	11,000.000	-
	WIND ACQ 12.25% PIK 7/17 REGS	100,000.000	96,025.000	-
	WIND ACQU 11.75% 7/17 REGS USD	100,000.000	109,500.000	-
	WYNN LAS VEGAS 6.625%	45,000.000	43,537.500	-
アメリカ・ドル 小計		10,665,744.590	10,396,527.700 (947,643,500)	
ユーロ 小計	MORGAN STANLEY FRN 7/20/12	50,000.000	48,031.500	-
		50,000.000	48,031.500 (6,252,741)	
社債券 合計			953,896,241 (953,896,241)	
合計			2,194,650,271 (2,138,097,936)	

有価証券明細表注記

- 1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 6 銘柄	0.62%	-	86.86%
	国債証券 51 銘柄	-	41.87%	
	特殊債券 7 銘柄	-	6.75%	
	社債券 285 銘柄	-	50.75%	
イギリス・ポンド	国債証券 3 銘柄	-	68.99%	2.61%
	特殊債券 1 銘柄	-	31.01%	
カナダ・ドル	国債証券 3 銘柄	-	91.94%	2.69%
	地方債証券 1 銘柄	-	8.06%	
ユーロ	国債証券 7 銘柄	-	96.29%	7.83%
	社債券 1 銘柄	-	3.71%	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Aコース(為替ヘッジ付き)

(2010年2月26日現在)

種類	金額	単位
資産総額	459,320,351	円
負債総額	4,422,963	円
純資産総額(-)	454,897,388	円
発行済数量	509,992,768	口
1単位当たり純資産額(/)	0.8920	円

Bコース(為替ヘッジなし)

(2010年2月26日現在)

種類	金額	単位
資産総額	1,771,880,486	円
負債総額	5,044,219	円
純資産総額(-)	1,766,836,267	円
発行済数量	2,446,994,784	口
1単位当たり純資産額(/)	0.7220	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・ストラテジック・インカム・マザーファンド

(2010年2月26日現在)

種類	金額	単位
資産総額	2,230,413,766	円
負債総額	12,611,595	円
純資産総額(-)	2,217,802,171	円
発行済数量	1,479,959,159	口
1単位当たり純資産額(/)	1.4986	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Aコース（為替ヘッジ付き）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第4特定期間 (2000年1月21日～2000年7月21日)	145,336,148	604,245,323	2,138,681,454
第5特定期間 (2000年7月22日～2001年1月22日)	105,886,028	504,800,610	1,739,766,872
第6特定期間 (2001年1月23日～2001年7月23日)	308,370,275	417,956,648	1,630,180,499
第7特定期間 (2001年7月24日～2002年1月21日)	68,350,087	141,990,237	1,556,540,349
第8特定期間 (2002年1月22日～2002年7月22日)	138,479,451	450,251,438	1,244,768,362
第9特定期間 (2002年7月23日～2003年1月20日)	209,037,560	421,155,025	1,032,650,897
第10特定期間 (2003年1月21日～2003年7月22日)	59,199,396	329,317,635	762,532,658
第11特定期間 (2003年7月23日～2004年1月20日)	98,339,728	197,068,289	663,804,097
第12特定期間 (2004年1月21日～2004年7月20日)	163,257,822	42,076,230	784,985,689
第13特定期間 (2004年7月21日～2005年1月20日)	98,783,601	76,671,300	807,097,990
第14特定期間 (2005年1月21日～2005年7月20日)	96,079,648	96,663,325	806,514,313
第15特定期間 (2005年7月21日～2006年1月20日)	19,421,430	123,994,094	701,941,649
第16特定期間 (2006年1月21日～2006年7月20日)	14,799,189	125,903,537	590,837,301
第17特定期間 (2006年7月21日～2007年1月22日)	20,194,204	72,395,193	538,636,312
第18特定期間 (2007年1月23日～2007年7月20日)	16,502,381	76,522,349	478,616,344
第19特定期間 (2007年7月21日～2008年1月21日)	8,737,732	24,226,947	463,127,129
第20特定期間 (2008年1月22日～2008年7月22日)	13,954,281	48,254,225	428,827,185
第21特定期間 (2008年7月23日～2009年1月20日)	7,727,031	18,872,063	417,682,153
第22特定期間 (2009年1月21日～2009年7月21日)	33,412,326	12,970,083	438,124,396
第23特定期間 (2009年7月22日～2010年1月20日)	81,074,878	34,124,786	485,074,488

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

Bコース（為替ヘッジなし）

期	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済数量 （口）
第4特定期間 （2000年1月21日～2000年7月21日）	222,482,111	933,578,049	3,703,032,227
第5特定期間 （2000年7月22日～2001年1月22日）	478,997,224	548,785,093	3,633,244,358
第6特定期間 （2001年1月23日～2001年7月23日）	1,703,941,010	1,465,296,793	3,871,888,575
第7特定期間 （2001年7月24日～2002年1月21日）	513,448,037	1,252,542,907	3,132,793,705
第8特定期間 （2002年1月22日～2002年7月22日）	1,533,923,833	574,052,180	4,092,665,358
第9特定期間 （2002年7月23日～2003年1月20日）	725,270,887	364,942,820	4,452,993,425
第10特定期間 （2003年1月21日～2003年7月22日）	518,496,207	987,490,546	3,983,999,086
第11特定期間 （2003年7月23日～2004年1月20日）	237,549,466	480,458,432	3,741,090,120
第12特定期間 （2004年1月21日～2004年7月20日）	468,604,749	170,182,648	4,039,512,221
第13特定期間 （2004年7月21日～2005年1月20日）	137,569,283	118,057,972	4,059,023,532
第14特定期間 （2005年1月21日～2005年7月20日）	188,601,691	217,420,744	4,030,204,479
第15特定期間 （2005年7月21日～2006年1月20日）	170,453,581	388,468,754	3,812,189,306
第16特定期間 （2006年1月21日～2006年7月20日）	41,106,924	539,723,037	3,313,573,193
第17特定期間 （2006年7月21日～2007年1月22日）	48,612,907	284,098,923	3,078,087,177
第18特定期間 （2007年1月23日～2007年7月20日）	63,653,126	188,379,058	2,953,361,245
第19特定期間 （2007年7月21日～2008年1月21日）	54,154,930	114,741,795	2,892,774,380
第20特定期間 （2008年1月22日～2008年7月22日）	26,975,836	119,417,910	2,800,332,306
第21特定期間 （2008年7月23日～2009年1月20日）	14,473,059	145,830,122	2,668,975,243
第22特定期間 （2009年1月21日～2009年7月21日）	15,727,825	103,427,009	2,581,276,059
第23特定期間 （2009年7月22日～2010年1月20日）	22,283,648	151,674,518	2,451,885,189

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

(2010年2月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを

取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2010年2月26日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託128本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,010,433,961,351円です。

3【委託会社等の経理状況】

委託会社の財務諸表は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第22期 (平成20年3月31日現在)			第23期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金			701,950			457,408	
前払費用			154,012			196,449	
未収委託者報酬			5,981,897			3,351,037	
未収収益			1,220,531			662,964	
未収入金	*1		488,389			894,622	
立替金			283,086			222,426	
繰延税金資産			1,868,041			935,773	
短期貸付金	*1		9,840,000			9,270,000	
未収還付法人税等			-			197,489	
未収還付消費税等			-			228,772	
流動資産計			20,537,908	87.1		16,416,944	85.3
固定資産							
無形固定資産			7,487	0.0		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
投資その他の資産			3,039,964	12.9		2,826,510	14.7
投資有価証券		1,853			3,471		
長期差入保証金		771,239			874,052		
会員預託金		27,430			26,430		
繰延税金資産		2,239,440			1,922,556		
固定資産計			3,047,451	12.9		2,833,998	14.7
資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

期別		第22期 (平成20年3月31日現在)			第23期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金			14,152			33,911	
未払金	*1		3,662,236			1,918,022	
未払手数料		2,531,153			1,415,082		
その他未払金		1,131,083			502,939		
未払費用			1,896,516			1,210,915	
未払法人税等			71,597			-	
未払消費税等			200,480			-	
賞与引当金			3,010,901			1,626,866	
流動負債計			8,855,885	37.6		4,789,715	24.9
固定負債							
長期賞与引当金			1,111,793			1,135,406	
退職給付引当金			4,383,632			3,581,242	
長期未払費用			114,129			-	
固定負債計			5,609,555	23.8		4,716,648	24.5
負債合計			14,465,440	61.4		9,506,364	49.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	5.2
利益剰余金			8,119,921	34.4		8,744,868	45.4
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,119,921			8,744,868		
株主資本合計			9,119,921	38.6		9,744,868	50.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			3	0.0		289	0.0
評価・換算差額等合計			3	0.0		289	0.0
純資産合計			9,119,918	38.6		9,744,578	50.6
負債・純資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

(2)【損益計算書】

期別		第22期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第23期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			30,293,085			20,065,182	
その他営業収益			10,304,276			6,472,679	
営業収益計			40,597,362	100.0		26,537,861	100.0
営業費用							
支払手数料			12,918,756			8,760,856	
広告宣伝費			1,213,161			414,173	
公告料			1,708			864	
受益証券発行費			4,559			1,837	
調査費			4,492,154			3,334,172	
調査費		593,336			666,611		
委託調査費		3,898,817			2,667,561		
営業雑経費			235,224			256,629	
通信費		52,579			45,146		
印刷費		158,047			181,167		
協会費		18,876			27,746		
諸会費		5,722			2,569		
営業費用計			18,865,566	46.5		12,768,533	48.1
一般管理費							
給料			8,338,428			4,930,791	
役員報酬		512,540			424,304		
給料・手当		3,804,933			3,705,312		
賞与		4,020,955			801,174		
福利厚生費			2,037,434			1,099,112	
交際費			53,849			23,400	
旅費交通費			290,874			186,651	
租税公課			86,121			58,534	
弁護士報酬			54,653			41,810	
不動産賃借料・共益費			733,150			654,698	
支払ロイヤリティ			204,294			345,440	
退職給付費用			1,288,984			209,286	
消耗器具備品費			73,578			67,201	
事務委託費			5,695,165			4,076,521	
諸経費			457,572			440,388	
一般管理費計			19,314,108	47.6		12,133,838	45.7
営業利益			2,417,687	6.0		1,635,490	6.2

期別		第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	*1						
受取利息			89,618			136,208	
保険配当金			11,056			12,678	
為替差益			-			5,421	
雑益			116,656			1,290	
営業外収益計			217,330	0.5		155,599	0.6
営業外費用							
寄付金			27,376			5,315	
為替差損			8,035			-	
雑損			6,360			94,376	
営業外費用計			41,772	0.1		99,692	0.4
経常利益			2,593,245	6.4		1,691,397	6.4
特別利益							
投資有価証券売却益			-			4	
退職給付引当金戻入益			-			383,190	
賞与引当金戻入益			-			418,216	
特別利益計			-	-		801,411	3.0
特別損失							
特別退職金			-			570,633	
過年度賞与引当金繰入			2,581,659			-	
事務過誤損失			48,251			4,155	
投資有価証券売却損			23,162			-	
その他			254			-	
特別損失計			2,653,328	6.5		574,789	2.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失()			60,082	0.1		1,918,019	7.2
法人税、住民税及び事業税			933,203	2.3		43,925	0.2
法人税等調整額			839,364	2.1		1,249,147	4.7
当期純利益又は当期純損失 ()			153,921	0.4		624,946	2.4

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	-	-	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		153,921	153,921	153,921			153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					3	3	3
事業年度中の変動額合計		153,921	153,921	153,921	3	3	153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918
事業年度中の変動額							
当期純利益		624,946	624,946	624,946			624,946
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					286	286	286
事業年度中の変動額合計		624,946	624,946	624,946	286	286	624,660
平成21年3月31日残高	1,000,000	8,744,868	8,744,868	9,744,868	289	289	9,744,578

重要な会計方針

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法によっております。）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 -</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する 賞与の支払に充てるため、支払見 込額を計上しております。	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しておりま す。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計処理方法の変更

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(賞与引当金の計上基準) 親会社のインセンティブ・シェア・プランによ る業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額 確定時の費用として処理しておりましたが、当事 業年度より当該プランに基づき計算された当事業 年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する 方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給 実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の 合理的見積りが可能となったことから、期間損益 の適正化を図るために行ったものであります。こ の結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較 して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千 円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加して おります。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 （平成20年3月31日現在）	第23期 （平成21年3月31日現在）												
<p>*1 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table data-bbox="236 409 646 528"> <tr> <td>未収入金</td> <td>270,973千円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>9,840,000千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>368,402千円</td> </tr> </table> <p>*2 偶発債務</p> <p>当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当期の財務諸表には反映させておりません。</p>	未収入金	270,973千円	短期貸付金	9,840,000千円	未払金	368,402千円	<p>*1 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table data-bbox="885 409 1295 528"> <tr> <td>未収入金</td> <td>660,620千円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>9,270,000千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>79,371千円</td> </tr> </table> <p>*2 偶発債務</p> <p>-</p>	未収入金	660,620千円	短期貸付金	9,270,000千円	未払金	79,371千円
未収入金	270,973千円												
短期貸付金	9,840,000千円												
未払金	368,402千円												
未収入金	660,620千円												
短期貸付金	9,270,000千円												
未払金	79,371千円												

（損益計算書関係）

第22期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第23期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が89,618千円含まれております。	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第22期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	100	91	8
小計	100	91	8
合計	100	91	8

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額(千円)	摘要
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
352,337	-	23,162

第23期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	貸借対照表日における貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	289
小計	2,000	1,710	289
合計	2,000	1,710	289

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額(千円)	摘要
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
104	4	-

(デリバティブ取引関係)

第22期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)																																																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,337,498千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,337,498千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">46,134千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,383,632千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,383,632千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1,387,973千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">35,258千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">432,360千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10,175千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">339,093千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">1,319,790千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,337,498千円	(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円	(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円	(5) 退職給付引当金	4,383,632千円	(1) 勤務費用	1,387,973千円	(2) 利息費用	35,258千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円	(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円	(1) 割引率	2.0%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">29,932千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">255,065千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">26,951千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">21,321千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">16,202千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">244,493千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	3,551,310千円	(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円	(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円	(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円	(5) 退職給付引当金	3,581,242千円	(1) 勤務費用	255,065千円	(2) 利息費用	26,951千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	244,493千円	(1) 割引率	1.8%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,337,498千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,383,632千円																																																								
(1) 勤務費用	1,387,973千円																																																								
(2) 利息費用	35,258千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円																																																								
(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円																																																								
(1) 割引率	2.0%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								
(1) 退職給付債務	3,551,310千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円																																																								
(5) 退職給付引当金	3,581,242千円																																																								
(1) 勤務費用	255,065千円																																																								
(2) 利息費用	26,951千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	244,493千円																																																								
(1) 割引率	1.8%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,783,700千円	1,487,074千円
賞与引当金	1,677,524千円	1,114,005千円
未払費用否認	518,745千円	231,199千円
その他	127,512千円	373,819千円
繰延税金資産小計	4,107,482千円	3,206,099千円
評価性引当額	-	347,768千円
繰延税金資産合計	4,107,482千円	2,858,330千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	法定実効税率 40.69%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.44%
	評価性引当額 18.13%
	過年度法人税等 2.21%
	その他 0.05%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 67.42%

（関連当事者との取引）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,792	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 229,392	未収入金	千円 204,851
								共通発生経費受取額（注2）	6,939		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,835,596	未払金	224,619
								共通発生経費負担額（注2）	982,772		
								金銭の貸付（注3）	3,740,000	短期貸付金	9,840,000
								利息の受取（注3）	89,618	未収入金	25,186
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任2名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	848,371	未払金	37,343
								連結法人税の個別帰属額	843,924	未払金	100,727
								固定資産売却	1,236,187	-	-

（2）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,642,759	未払金	千円 439,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有 間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
								共通発生経費受取額（注2）	5,188		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,130,123	未払金	56,191
								共通発生経費負担額（注2）	733,585		
								金銭の貸付（注3）	570,000	短期貸付金	9,270,000
								利息の受取（注3）	136,208	未収入金	29,879
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有 直接 100%	兼任 1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
								連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額 455,995円92銭	1株当たり純資産額 487,228円92銭
1株当たり当期純損失 7,696円08銭	1株当たり当期純利益 31,247円32銭
(注)	(注)
1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
損益計算書上の当期純損失 153,921千円	損益計算書上の当期純利益 624,946千円
普通株式に係る当期純損失 153,921千円	普通株式に係る当期純利益 624,946千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 20,000株	普通株式の期中平均株式数 20,000株

(重要な後発事象)

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		641,091	
未収委託者報酬		4,224,622	
未収収益		946,290	
未収入金		286,490	
繰延税金資産		1,168,529	
短期貸付金		8,070,000	
その他		305,304	
流動資産計		15,642,329	76.1
固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		2,012,873	
長期差入保証金		647,527	
会員預託金		1,230	
繰延税金資産		2,239,088	
投資その他の資産計		4,900,719	23.8
固定資産計		4,908,206	23.9
資産合計		20,550,535	100.0

期別		第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
未払金		2,500,271	
未払費用		739,877	
未払法人税等		68,563	
賞与引当金		2,312,404	
その他	*1	64,111	
流動負債計		5,685,227	27.7
固定負債			
長期賞与引当金		1,824,941	
退職給付引当金		3,669,620	
固定負債計		5,494,561	26.7
負債合計		11,179,789	54.4
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	4.9
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		8,361,634	40.7
株主資本合計		9,361,634	45.6
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		9,111	0.0
評価・換算差額等合計		9,111	0.0
純資産合計		9,370,746	45.6
負債・純資産合計		20,550,535	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		9,019,766	
運用受託報酬		2,158,131	
営業収益計		11,177,897	100.0
営業費用及び一般管理費		11,885,592	106.3
営業損失		707,695	6.3
営業外収益		85,320	
営業外費用		5,885	
経常損失		628,260	5.6
特別利益		-	0.0
特別損失		5,555	0.0
税引前中間純損失		633,815	5.7
法人税、住民税及び事業税		298,706	
法人税等調整額		549,288	4.9
中間純損失		383,233	3.4

(3)中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

(千円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利益 剰余金				
前期末残高	1,000,000	8,744,868	9,744,868	289	289	9,744,578
中間会計期間中の 変動額						
中間純損失		383,233	383,233			383,233
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)				9,401	9,401	9,401
中間会計期間中の 変動額合計	-	383,233	383,233	9,401	9,401	373,832
当中間期末残高	1,000,000	8,361,634	9,361,634	9,111	9,111	9,370,746

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p> その他有価証券</p> <p> 時価のあるもの</p> <p> 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p> <p> 時価のないもの</p> <p> 総平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金</p> <p> 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p> 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金、長期賞与引当金</p> <p> 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p> 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を適用しております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用</p> <p> 連結納税制度を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日現在
*1 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

（リース取引関係）

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第24期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1．その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上 額（千円）	差額（千円）
その他	2,002,000	2,011,111	9,111
合計	2,002,000	2,011,111	9,111

2．時価のない主な有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
その他有価証券	
非上場株式	1,761
合計	1,761

（デリバティブ取引関係）

第24期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間
自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日

1株当たり純資産額	468,537円32銭
1株当たり中間純損失	19,161円69銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失	383,233千円
普通株式に係る中間純損失	383,233千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きま
す。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2009年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	
販売会社	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	大和証券株式会社	100,000百万円	
	大和証券キャピタル・マーケット株式会社	255,700百万円 (2010年1月1日現在)	
	野村証券株式会社	10,000百万円	
	コスモ証券株式会社	13,500百万円	
	フィデリティ証券株式会社	4,207百万円	
	日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (2009年10月1日現在)	
	株式会社名古屋銀行	25,090百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

新規の募集は行なっておりません。

ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2009年12月末日現在)	事業の内容
運用の委託先	FIL・インベ ストメンツ・イン ターナショナル	340,000英ポンド (約49百万円*) * 1英ポンド146.53円 で換算	主として英国およびヨー ロッパにおいて投資信託 の販売および投資信託会 社に対する投資運用業務 を営んでいます。
	フィデリティ・ マネジメント・ アンド・リサー チ・カンパニー	7,950米ドル (約0.73百万円*) * 1米ドル92.10円で 換算	主として米国において ファンドに対する投資顧 問業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(3) 運用の委託先：

名称	業務の内容
FIL・インベストメンツ・インターナショナル (所在地：英国 ケント)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの先進国債券（除く米国）に関する運用の指図を行ないます。
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー (所在地：米国 マサチューセッツ州)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドのアセット・アロケーション、米国国債/政府機関債、米国高利回り社債（ハイ・イールド・ボンド）、エマージング諸国等に関する運用の指図を行ないます。

3 【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局に提出されております。

2009年8月27日	臨時報告書
2009年10月21日	有価証券報告書
2009年10月21日	有価証券届出書の訂正届出書
2009年11月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月9日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドAコース（為替ヘッジ付き）の平成21年1月21日から平成21年7月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドAコース（為替ヘッジ付き）の平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年9月9日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成21年1月21日から平成21年7月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月3日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドAコース（為替ヘッジ付き）の平成21年7月22日から平成22年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドAコース（為替ヘッジ付き）の平成22年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月3日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成21年7月22日から平成22年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドBコース（為替ヘッジなし）の平成22年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月25日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 梅 木 典 子
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。